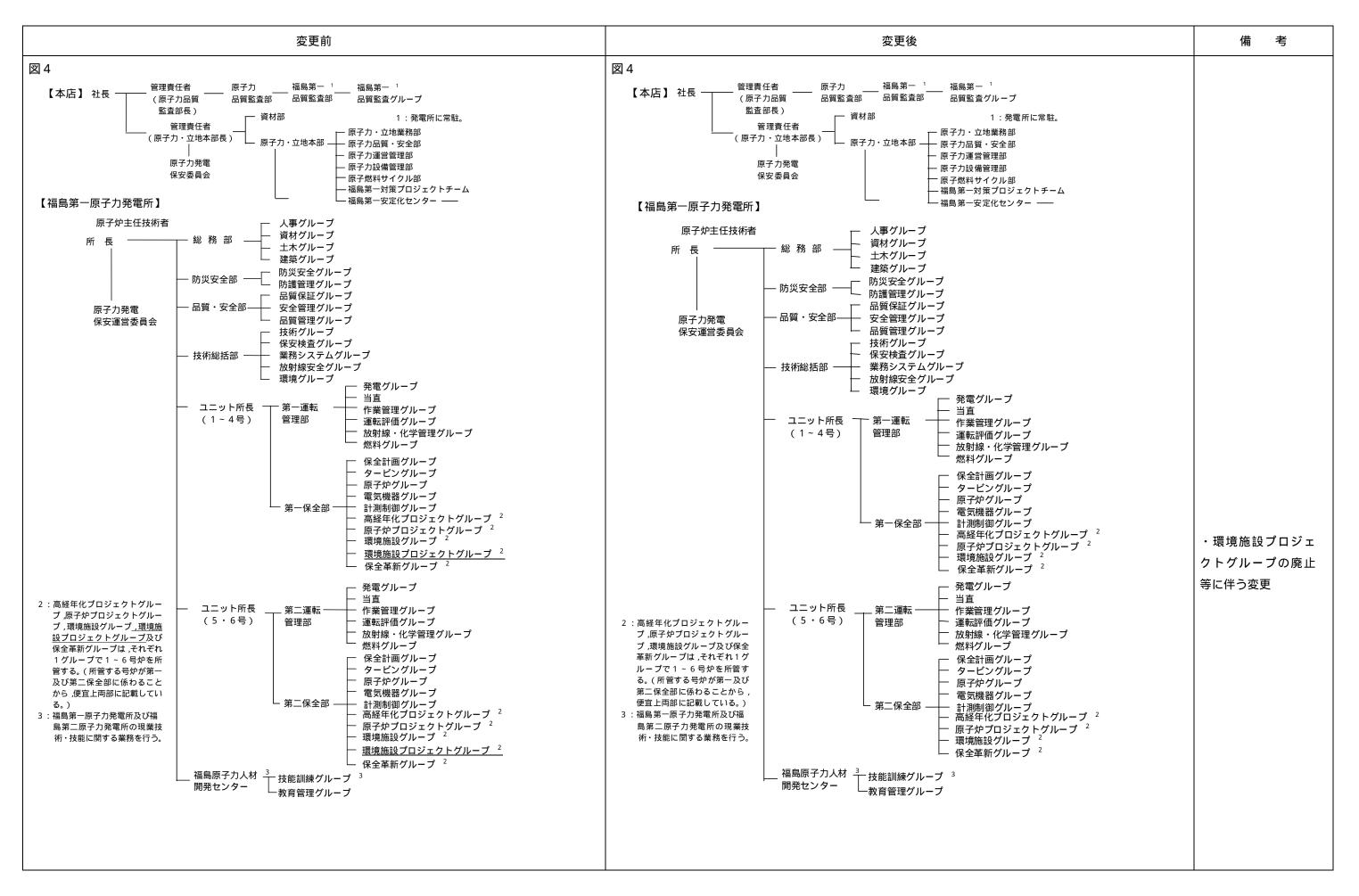
変更前	変更後	備	考
第3章 体制及び評価	第3章 体制及び評価	・変更なし	
第 1 節 保安管理体制	第 1 節 保安管理体制		
(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。	(保安に関する組織) 第4条 発電所の保安に関する組織は、図4のとおりとする。		



変更前	变更後	備	考
(保安に関する職務)	(保安に関する職務)		
第5条	第5条		
(中略)	(中略)		
2.保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。	2 . 保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。		
(1)所長は,原子力・立地本部長を補佐し,発電所における保安に関する業務を統括管理し,その際 には主任技術者の意見を尊重する。	(1)所長は,原子力・立地本部長を補佐し,発電所における保安に関する業務を統括管理し,その際 には主任技術者の意見を尊重する。		
(2)人事グループは,要員の計画に関する業務を行う。	(2)人事グループは,要員の計画に関する業務を行う。		
(3)資材グループは,調達に関する業務を行う。	(3)資材グループは,調達に関する業務を行う。		
(4)土木グループは,原子炉施設のうち,土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(4)土木グループは,原子炉施設のうち,土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(5)建築グループは,原子炉施設のうち,建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(5)建築グループは,原子炉施設のうち,建築設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(6) 防災安全グループは,緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を	(6)防災安全グループは,緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行		
行う。	う。		
(7)防護管理グループは,周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。	- 7) 防護管理グループは,周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。		
(8) 品質保証グループは, 品質保証体系の総括に関する業務を行う。	(8) 品質保証グループは,品質保証体系の総括に関する業務を行う。		
(9)安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。	(9)安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。		
(10) 品質管理グループは,品質の管理に関する業務を行う。	(10) 品質管理グループは,品質の管理に関する業務を行う。		
(11)技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。	(11)技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。		
(12)保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。	(12)保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。		
(13)業務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。			
(14)放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射能測定に関する業務を行う。	(14)放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射 能測定に関する業務を行う。		
(15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。	(15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。		
	(16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びにサイトバンカ及び使用済燃料共用プール設備(以	・環境施設	プロジェ
用済燃料共用プール設備(以下「共用プール設備」という。)の運転,運用管理に関する業務を 行う。		トグループの	
(17) 当直は , 原子炉施設の運転に関する業務 (発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)	│ ○│(17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。)	伴う変更	
及び燃料取扱いに関する業務を行う。	及び燃料取扱いに関する業務を行う。		
(18)作業管理グループは,原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。			
(19)運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所	(19) 運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所		
管業務を除く。) を行う。	管業務を除く。)を行う。		
(20)放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。	(20)放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。		
(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。		
(22)保全計画グループは ,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。) を行う。) (22)保全計画グループは ,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。) を行う。		
(23)タービングループは , 原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(23)タービングループは,原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。		

変更前	変更後	備	 考
変更前 (25)電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (27)高経年化プロジェクトグループは,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。)を行う。 (28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行うの。 (29)環境施設グループは,各ユニットの廃棄物処理設備,廃棄物集中処理建屋内設備,サイトパンカ及び共用プール設備の保守の総括,保守管理に関する業務を行う。 (30)環境施設プロジェクトグループは,各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備に関する大型の改良工事に関する業務を行う。 (31)保全革新グループは,保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。 (32)技能訓練グループは,現業技術・技能に関する業務を行う。 (33)教育管理グループは,保安教育及びその他研修に関する業務を行う。 (省略)	(25)電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。 (27)高経年化プロジェクトグループは,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の 保全及び改良工事に関する業務を行う。 (28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業 務を行う。	・環境施設	考 プロ 原止等に

変更前	变更後	備	考
第12章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理	第12章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理		
第1節 通 則	第1節通則		
(構成及び定義)	(構成及び定義)		
第122条	第122条		
第3節(第134条から第137条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。	第3節(第134条から第137条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。		
(1)第1項:運転上の制限	(1)第1項:運転上の制限		
(2)第2項:運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項	(2)第2項:運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項		
(3)第3項:運転上の制限を満足していないと判断した場合 1に要求される措置	(3)第3項:運転上の制限を満足していないと判断した場合 1に要求される措置		
1:運転上の制限を満足していないと判断した場合とは,次のいずれかをいう。	1:運転上の制限を満足していないと判断した場合とは,次のいずれかをいう。		
(1)第2項の確認を行ったところ,運転上の制限を満足していないと安定化センター各GM ²	(1)第2項の確認を行ったところ,運転上の制限を満足していないと安定化センター各GM ² 又		
又は各GMが判断した場合	は各 G M ² が判断した場合	・その他記載	載の適正化
(2)第2項の確認を行うことができなかった場合	(2)第2項の確認を行うことができなかった場合		
(3)第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと安定化センター各GM ² 又は各GM	(3)第2項にかかわらず運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM^2 又は各 GM^2		
が判断した場合	が判断した場合		
2:安定化センター各GMが不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は,当直	2 :安定化センター各GM <u>又は各GM</u> が不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場		
長が運転上の制限を満足していないと判断し,要求される措置を開始させる。	合は,当直長─3が運転上の制限を満足していないと判断し,要求される措置を開始させる。		
	3:本章における「当直長」とは,1/2/3/4号炉の当直長をいう。_	・保安検査	における気
		付き事項の	反映に伴う
		変更	

変更前	变更後	備考
2 用語の定義は、音条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。 本章で定める各 「東京電力株式会社福島第一原子力発電所第1~4号機に対する 「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告の徴 収について」において報告が求められた以下の7段備等をいう。 (1)原子炉圧力容器・格納容器注水設備 (2)原子炉格納容器のうち水素爆発を防止することができる機能 (3)使用済燃料ブール等 (4)原子炉圧力容器・格納容器ホウ酸水注入設備 (5)高レベル放射性汚染水処理設備、貯留設備(タンク等),廃スラッジ貯蔵施設、使用済位とウム吸着塔保管施設及び関連施設(移送配管、移送ポンブ等) (6)高レベル放射性汚染水を貯留している(滞留している場合も含む)建屋等 (7)電気系統	2 ・ 用語の定義は、各条に特に定めがない場合は、次のとおりとする。 本章で定める各	・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の道法を表して)に基づく施設運営計画に係る報告書(その3)に関する保安規定の変更)

変更前	变更後	備考
交叉的	(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり,以下のとおり品質保証計画を定める。 【品質保証計画】 1. 目的 本品質保証計画は,福島第一原子力発電所(以下「発電所」という。)の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。	・共通的な管理項目の
(な し)	2. 適用範囲 本品質保証計画は,発電所の保安活動に適用する。 3. 用語の定義 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 原子力発電施設:原子力発電所を構成する構築物,系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー:原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を 共有し活用することにより,事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として,一般社団法人 日本原子力技術協会が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。) BWR 事業者協議会:国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために,電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し,必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下,本条におい	
	 て同じ。) 4. 品質マネジメントシステム 4.1 一般要求事項 (1) 第123条(保安に関する組織)に定める組織(以下「組織」という。)は,本品質保証計画に従って,品質マネジメントシステムを確立し,文書化し,実施し,かつ,維持する。また,その品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。 (2) 組織は,次の事項を実施する。 a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス及びそれらの組織への適用を「Z-21 原子力品質保証規程」に定める。 b) これらのプロセスの順序及び相互関係を図1のとおりとする。 c) これらのプロセスの運用及び管理のいずれもが効果的であることを確実にするために必要な判断基準及び方法を明確にする。 d) これらのプロセスの運用及び監視を支援するために必要な資源及び情報を利用できることを確実にする。 	

変更前				变更後	備	考
	e) これら	のプロセス	を監視し,適用			
	f) これらのプロセスについて , 計画どおりの結果を得るため , かつ , 継続的改善を達成するために必					
	要な処置	置をとる。			追加に伴う変	更
	(3) 組織は,	, 品質マネ	ジメントシステ	ムの運用において,発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度		
	<u>分類に関す</u>	する審査指	針(以下「重要	度分類指針」という。) に基づく重要性を基本として , 品質マネジ		
	<u>メントシフ</u>	ステム要求	事項の適用の程	度についてグレード分けを行う。また,グレード分けの決定に際		
	<u>しては,</u> 1	重要度分類	指針に基づく重	要性に加えて必要に応じて以下の事項を考慮する。		
	<u>a) プロセ</u>	ス及び原子	力発電施設の複	<u> 日報性,独自性,又は斬新性の程度</u>		
	b) プロセ	ス及び原子	力発電施設の概	標準化の程度や記録のトレーサビリティの程度		
	c) 検査又	は試験によ	る原子力安全に	<u> 対する要求事項への適合性の検証可能性の程度</u>		
	<u>d) 作業又</u> I	は製造プロ	セス , 要員 , 要	<u>領,及び装置等に対する特別な管理や検査の必要性の程度</u>		
				<u> する保守,供用期間中検査及び取替えの難易度</u>		
				<u>品質保証計画に従って運営管理する。</u>		
				<u> </u>		
	調達」に従ってアウトソースしたプロセスの管理を確実にする。					
		1				
				運営管理プロセス(4.,5.参照) ◀━━		
				方針管理プロセス(5.参照)		
/ t>	運	評価	資	▼		
(な し)	運営管理プ	価プロ	か	業務の計画及び実施プロセス(7.参照)		
		ロセス	里 カ 施 用	運転管理		
	文ワー	日内 さん	教育・調資源の運用管理プ	(計 () 達 () 燃料管理 ,		
	記録管理プ	監査プロ	訓練プロセス・環境維持管			
	管 4. 理 ,	して	訓練プロセス	放射線管理 , 参プ 参プ 保守管理 , 照		
	プ 5.	セス(ロセス理。	の各プロセス		
	ロ 参 セス 照)	,8 ,2	(6. プロ	 		
	<u>4</u>	2 参 照	2 セ 参 ス	▼		
	2 参 照	照	参照)	評価プロセス		
			3, 6.	(8.2.1,8.2.3,8.2.4,8.4 参照)		
			参			
			照)	改善プロセス		
				(8.3,8.5.1,8.5.2,8.5.3 参照)		
				(616,61611,61612,616162,111)		
		図1.品質	質マネジメン <u>ト</u>	<u>システムにおけるプロセス間の相互関係</u>		

							備	 考
发史削	4.2.1 一般 品質マネ: マニュアル・ a) 文書化 b) 以下の 本品語 c) JEAC41 第122条の2 の関連条項 4.2,7.2.2, 8.3,8.5.1, 8.5.2,8.5.3 8.2.2,8.5.3	と各条文の関連 だした,品質方 の品質マニュア 質保証計画, 111 が要求する 原子力品質保 条 4.2,7 8.3,8 8.5.2 1 8.2.2	正規程の関連 正規程の関連 12.2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	, 記録は適う <u>下の文書及</u> 文章 マニュ <u>F</u> マニュ <u>N</u>	正に作成する。 <u>び記録</u> <u>書番号</u> <u>福島第</u> ンター3 A-19 原子力器	里箇所 一安定化セ 安全総括部 品質監査部	・共通的な	で管理項目の
	<u> </u>	が文書 原子力品質保 証規程の関連 条項	<u>名 称</u>	文書番号	管理箇所	<u>第12章の</u> 関連条文		
(なし)	5.5.3,8.3	5.5.3,8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理 部	条,第168条		
	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュ アル	NM-24-1	原子力運営管理 部	第125条		
	6.2,8.3	6.2,8.3	運転員の確保マニュアル	<u>NM-51-1</u>	原子力運営管理部	<u>条</u>		
	6.4,7.1,	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5,	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57 • CP-001	福島第一安定化 センター冷却設 備部			
	8.3	8.3	高レベル放射性滞留水処理関連設 備の運転・保守管理マニュアル	<u>FS-57 •</u> <u>WT-001</u>	福島第一安定化 センター水処理 <u>設備部</u>			
	7.1,7.2.1, 7.5,8.3	7.1,7.2.1, 7.5,8.3	<u>状態管理マニュアル</u>	<u>NM-51-6</u>	原子力運営管理部	<u>第148条,第167</u> <u>条</u>		
			運転員の引継マニュアル	<u>NM-51-4</u>	原子力運営管理 部	第129条,第137 条,第167条		
	6.4,7.1,	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57 · PI-001	福島第一安定化 センター電気・ 通信基盤部	第130条~第132 条,第147条,第 148条,第167条		

変更前			变更後				備	考
	6.3 , 6.4 , 7.1 , 7.2.1 , 7.5 , 8.3	6.3,6.4,7.1, 7.2.1,7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運 用・保守管理マニュアル	FS-57 · ME-001	福島第一安定化 センター機械設 備部 福島第一原子力	第130条,第131 条,第132条,第 140条の2,第167 条 第130条,第132	・共通的な管	
	6.2.2 ,7.1 , 7.2.1 , 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	免震重要棟電気設備保守管理要領 福島第一原子力発電所 防火管理 要領	NE-55-7 · 1F-B1-001 NM-51-17 · 1F-S1-001	発電所総務部 福島第一原子力 発電所防災安全	第130条,第132 条,第148条,第 167条 第131条		
	7.1,7.2.1, 7.5,8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	<u>定例試験マニュアル</u> 作業管理マニュアル	NQ-51-8	部 原子力運営管理 部 原子力品質・安	第131条,第138 条,第142条 第132条		
	6.3,6.4, 7.1,7.2.1, 7.5,8.3	6.3,6.4,7.1, 7.2.1,7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57 • PI-002	全部 福島第一安定化 センター電気・ 通信基盤部	第132条,第138 条,第140条,第 141条,第143条, 第144条,第146 条,第167条		
	7.1,7.2.1, 7.5,8.3	7.5,8.3	<u>運転操作マニュアル</u>	<u>NM-51-5</u>	原子力運営管理 部	第138条,第140 条,第140条の2, 第141条,第142 条,第147条,第 148条		
(なし)	7.1,7.2.1, 7.5 6.4,7.1, 7.2.1,7.5,	7.1,7.2.1, 7.5 6.4,7.1, 7.2.1,7.5,	水質管理マニュアル 福島第一原子力発電所瓦礫等管理 マニュアル	NM-51-30 FS-57 • RE-002	原子力運営管理 部福島第一安定化 センター保安環	<u>第142条</u> <u>第149条の2</u>		
	8.3 7.1,7.2.1, 7.5	8.3 7.1,7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57 • RE-001	境部 福島第一安定化 センター保安環 境部	第149条の4~第 149条の6,第167 条		
	6.2.2,6.4, 7.1,7.2.1, 7.5,8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理 基本マニュアル	<u>NM-58</u>	原子力運営管理部	第150条~第156 条 ,第158条~第 164条		
	7.1,7.2.1, 7.5	7.1,7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録 管理マニュアル 福島第一原子力発電所線量管理マ ニュアル	NK-58-1 NK-58-2	務部	第153条 , 第153 条の2 第157条 , 第167 条		
	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育 マニュアル	FS-57 • SM-001	福島第一安定化 センター安全総 括部	第165条~第167 条		
	<u>=</u>	要領,要項,手 <u>部門作成文書</u> 小部文書 上記 で	三引等の手順書 三規定する記録					

变更後	備考
方針 及び目標 上記 a) , b)の文書 第務実施 上記 d) の文書 ※務実施 上記 c)及び d) の文書 記 録 上記 c)及び d) の文書 記 録 上記 c)及び d) の立書 図 2 . 品質マネジメントシステム文書体系図 4.2.2 品質マニュアル 組織は,品質マニュアルとして本品質保証計画を含む「Z-21 原子力品質保証規程」を作成し,維持する。制定・改訂権限者は社長とする。 4.2.3 文書管理 (1) 組織は,品質マニュアルとして本品質保証計画書連用マニュアル」に基づき、保安規定上の位置付けを明確にするとともに、保安活動の重要度に応じて管理する。また、記録は、4.2.4 に規定する要求事項に従って管理する。 (2) 次の活動に必要な管理を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書連用マニュアル」に規定する。 (2) 次の活動に必要な管理を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書連用マニュアル」に規定する。 (2) 次の活動に必要な管理を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書連用マニュアル」に規定する。 (2) 次の活動に必要な管理を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書連用マニュアル」に規定する。 (3) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。 (4) 文書を上ピューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。 (5) 文書を上ピューする。また、必要に応じて更新し、再承認する。 (6) 改善を必要の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 (7) 対象をとところで使用可能な状態にあることを確実にする。	備 考 ・共通的な管理項目の追加に伴う変更
c) 文書の変更の識別及び現在有効な版の識別を確実にする。 d) 該当する文書の適切な版が,必要なときに,必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。 e) 文書は,読みやすくかつ容易に識別可能な状態であることを確実にする。 f) 品質マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確 にし,その配付が管理されていることを確実にする。	
	方針 及び目標 上記a),b)の文書 賞理 上記c)及びd)の文書 業務実施 上記c)及びd)の文書 業務実施 上記c)及びd)の文書 業務実施 上記c)及びd)の記録 図2.品質マネジメントシステム文書体系図 4.2.3

変更前	变更後	備考
	4.2.4 記録の管理	
	(1) 組織は,要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために作成さ	・共通的な管理項目の
	れた記録を管理する。	追加に伴う変更
	(2) 記録の識別,保管,保護,検索,保管期間及び廃棄に関して必要な管理を「FS-57 福島第一安定化	
	センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。	
	(3) 記録は,読みやすく,容易に識別可能かつ検索可能であるようにする。	
	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	────────────────────────────────────	
	a) 法令・規制要求事項を満たすことは当然のこととして,原子力安全の重要性を組織内に周知する。	
	b) 品質方針を設定する。	
	c) 品質目標が設定されることを確実にする。	
	d) マネジメントレビューを実施する。	
	e) 資源が使用できることを確実にする。	
	5.2 原子力安全の重視	
	社長は,原子力安全を最優先に位置付け,業務に対する要求事項が決定され,満たされていることを	
(なし)	確実にする(7.2.1 及び8.2.1 参照)。	
	5.3 品質方針	
	社長は,品質方針について,次の事項を確実にする。	
	a) 東京電力の経営理念に対して適切である。	
	b) 要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの有効性の継続的な改善に対するコミットメン	
	<u>トを含む。</u>	
	c) 品質目標の設定及びレビューのための枠組みを与える。	
	d) 組織全体に伝達され,理解される。	
	e) 適切性の持続のためにレビューされる。	
	5.4 計画	
	5.4.1 品質目標	
	含む品質目標(7.1 (3) a)参照)を設定することを確実にするために,「FS-57 福島第一安定化セ	
	ンター品質保証計画書運用マニュアル」を定めさせる。	
	(2) 品質目標は,その達成度が判定可能で,品質方針との整合がとれていること。	

変更前	变更後	備	考
	5.4.2 品質マネジメントシステムの計画		
	社長は,次の事項を確実にする。	・共通的な	管理項目の
	a) 品質目標に加えて 4.1 に規定する要求事項を満たすために ,品質マネジメントシステムの構築と維	追加に伴う	变更
	持についての計画を策定する。		
	b) 品質マネジメントシステムの変更を計画し,実施する場合には,その変更が品質マネジメントシス		
	テムの全体の体系に対して矛盾なく,整合性が取れるよう管理する。		
	<u>5.5 責任,権限及びコミュニケーション</u>		
	5.5.1 責任及び権限		
	社長は,全社規程である「Z-10 職制および職務権限規程」を踏まえ,保安活動を実施するための責任		
	及び権限が第124条(保安に関する職務)及び第125条(主任技術者の職務等)に定められ,組織		
	全体に周知されていることを確実にする。また、社長は第123条(保安に関する組織)に定める組織		
	以外の全社組織による ,「Z-10 職制および職務権限規程」に基づく保安活動への支援を確実にする。		
	<u>5.5.2 管理責任者</u>		
	(1) 社長は,原子力品質監査部長及び原子力・立地本部長を管理責任者に任命し,与えられている他の		
	<u>責任とかかわりなく,次に示す責任及び権限を与える。</u>		
	(2) 原子力品質監査部長の管理責任者としての責任及び権限		
	a) 内部監査プロセスを通じて,品質マネジメントシステムに必要なプロセスの確立,実施及び維持を		
(な し)	<u>確実にする。</u>		
	b) 内部監査プロセスを通じて,品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況及び改善の必要性の		
	有無について,社長に報告する。		
	c) 内部監査プロセスを通じて,組織全体にわたって,原子力安全についての認識を高めることを確実		
	<u>にする。</u>		
	(3) 原子力・立地本部長の管理責任者としての責任及び権限		
	a) 品質マネジメントシステムに必要なプロセス(内部監査プロセスを除く)の確立,実施及び維持を		
	<u>確実にする。</u>		
	b) 品質マネジメントシステム(内部監査プロセスを除く)の成果を含む実施状況及び改善の必要性の		
	<u>有無について,社長に報告する。</u>		
	c) 組織全体(原子力品質監査部除く)にわたって,原子力安全についての認識を高めることを確実に		
	<u>する。</u> 		
	<u>5.5.3 内部コミュニケーション</u>		
	<u>社長は,組織内にコミュニケーションのための適切なプロセスが確立されることを確実にする。また,</u>		
	マネジメントレビューや原子力発電保安委員会等を通じて,品質マネジメントシステムの有効性に関し		
	ての情報交換が行われることを確実にする。		

変更前	変更後	備	 考
	5.6 マネジメントレビュー		
	5.6.1 一般	・共通的な管	理項目の
	(1) 社長は,組織の品質マネジメントシステムが,引き続き,適切,妥当かつ有効であることを確実に	追加に伴う変更	E
	するために ,「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき , 品質マネ		
	ジメントシステムをレビューする。なお,必要に応じて随時実施する。		
	(2) このレビューでは,品質マネジメントシステムの改善の機会の評価,並びに品質方針及び品質目標		
	を含む品質マネジメントシステムの変更の必要性の評価も行う。		
	(3) マネジメントレビューの結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。		
	5.6.2 マネジメントレビューへのインプット		
	マネジメントレビューへのインプットには,次の情報を含む。		
	<u>a) 監査の結果</u>		
	b) 原子力安全の達成に関する外部の受け止め方		
	c) プロセスの成果を含む実施状況並びに検査及び試験の結果		
	d) 予防処置及び是正処置の状況		
	e) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ		
	f) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼす可能性のある変更		
	<u>g) 改善のための提案</u>		
(な し)	5.6.3 マネジメントレビューからのアウトプット		
	(1) マネジメントレビューからのアウトプットには,次の事項に関する決定及び処置すべてを含める。		
	a) 品質マネジメントシステム及びそのプロセスの有効性の改善		
	b) 業務の計画及び実施にかかわる改善		
	c) <u>資源の必要性</u>		
	6. 資源の運用管理		
	6.1 資源の提供		
	<u>組織は,人的資源,原子力発電施設,作業環境を含め,原子力安全に必要な資源を提供する。</u>		
	<u>6.2 人的資源</u>		
	6.2.1 一般		
	原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員は,適切な教育,訓練,技能及び経験を判断の根		
	拠として力量を有する。		

変更前	变更後	備	考
	6.2.2 力量 , 教育・訓練及び認識		
	組織は,次の事項を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に従って実施	・共通的な管	言理項目の
	<u>する。</u>	追加に伴う変	更
	a) 原子力安全の達成に影響がある業務に従事する要員に必要な力量を明確にする。		
	b) 該当する場合には(必要な力量が不足している場合には),その必要な力量に到達することができ		
	<u>るように教育・訓練を行うか,又は他の処置をとる。</u>		
	c) 教育・訓練又は他の処置の有効性を評価する。		
	d) 組織の要員が,自らの活動のもつ意味及び重要性を認識し,品質目標の達成に向けて自らがどのよ		
	<u>うに貢献できるかを認識することを確実にする。</u>		
	e) 教育,訓練,技能及び経験について該当する記録を維持する(4.2.4参照)		
	6.3 原子力発電施設		
	組織は,原子力安全の達成のために必要な原子力発電施設を「FS-57 福島第一安定化センター品質保		
	証計画書運用マニュアル」に基づき明確にし、維持管理する。		
	6.4 作業環境		
	<u>3.7 「素物の</u> 組織は,放射線に関する作業環境を基本とし,異物管理や火気管理等の作業安全に関する作業環境を		
	含め,原子力安全の達成のために必要な作業環境を関連するマニュアル等にて明確にし,運営管理する。		
	7. 業務の計画及び実施		
(な し)	<u>7.1 業務の計画</u>		
	(1) 組織は,保安活動に必要な業務のプロセスを計画し,4.2.1d)で定めるマニュアル及び「FS-57 福		
	<u>島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に定める。また,4.2.1d)で定めるマニュアル</u>		
	<u>及び「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき,業務に必要なプロ</u>		
	セスを計画し,構築する。		
	(2) 業務の計画は,品質マネジメントシステムのその他のプロセスの要求事項と整合をとる(4.1参照)。		
	(3) 組織は,業務の計画に当たって,次の各事項について適切に明確化する。		
	a)業務に対する品質目標及び要求事項		
	b)業務に特有な,プロセス及び文書の確立の必要性,並びに資源の提供の必要性 c)その業務のための検証,妥当性確認,監視,測定,検査及び試験活動,並びにこれらの合否判定基		
	<u>での実務のための快証,女当性確認,監視,則定,快直及び武線治動,並びにこれらの百百判定基</u> <u>準</u>		
	- d) 業務のプロセス及びその結果が ,要求事項を満たしていることを実証するために必要な記録(4.2.4		
	参照)		
	<u>~~~~~</u> (4) この業務の計画のアウトプットは , 組織の運営方法に適した形式にする。		
	7.2 業務に対する要求事項に関するプロセス		
	組織は,次の事項を「業務の計画」(7.1参照)において明確にする。		
	a) 業務に適用される法令・規制要求事項		
	b) 明示されてはいないが,業務に不可欠な要求事項		
	c) 組織が必要と判断する追加要求事項すべて		

変更前	变更後	備考
	7.2.2 業務に対する要求事項のレビュー	
	(1) 組織は,「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき業務に対する	・共通的な管理項目の
	要求事項をレビューする。このレビューは,業務を行う前に実施する。	 追加に伴う変更
	(2) レビューでは,次の事項を確実にする。	
	a) 業務に対する要求事項が定められている。	
	b) 業務に対する要求事項が以前に提示されたものと異なる場合には,それについて解決されている。	
	c) 組織が,定められた要求事項を満たす能力をもっている。	
	(3) このレビューの結果の記録,及びそのレビューを受けてとられた処置の記録を維持する(4.2.4参	
	照)。	
	(4) 業務に対する要求事項が書面で示されない場合には,組織はその要求事項を適用する前に確認する。	
	(5) 業務に対する要求事項が変更された場合には,組織は,関連する文書を修正する。また,変更後の	
	要求事項が、関連する要員に理解されていることを確実にする。	
	7.2.3 外部とのコミュニケーション	
	組織は,原子力安全に関して外部とのコミュニケーションを図るための効果的な方法を「FS-57 福島	
	第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」にて明確にし,実施する。	
	<u>7.3 設計・開発</u>	
	組織は,原子力発電施設を対象として,「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュ	
(な し)	アル」に基づき設計・開発の管理を実施する。	
	7.3.1 設計・開発の計画	
	(1) 組織は,原子力発電施設の設計・開発の計画を策定し,管理する。	
	(2) 設計・開発の計画において,組織は次の事項を明確にする。	
	a) 設計・開発の段階	
	b) 設計・開発の各段階に適したレビュー,検証及び妥当性確認	
	c) 設計・開発に関する責任及び権限	
	(3) 組織は,効果的なコミュニケーション及び責任の明確な割当てを確実にするために,設計・開発に	
	関与するグループ間のインタフェースを運営管理する。	
	(4) 設計・開発の進行に応じて,策定した計画を適切に更新する。	
	7.3.2 設計・開発へのインプット	
	(1) 原子力発電施設の要求事項に関連するインプットを明確にし,記録を維持する(4.2.4参照)。イン	
	プットには次の事項を含める。	
	a) 機能及び性能に関する要求事項	
	b) 適用される法令・規制要求事項	
	c) 適用可能な場合には,以前の類似した設計から得られた情報	
	d) 設計・開発に不可欠なその他の要求事項	
	(2) 原子力発電施設の要求事項に関連するインプットについては,その適切性をレビューする。要求事	
	項は,漏れがなく,あいまい(曖昧)でなく,相反することがないようにする。	

変更前	变更後	備考
	7.3.3 設計・開発からのアウトプット	
	(1) 設計・開発からのアウトプットは,設計・開発へのインプットと対比した検証を行うのに適した形	│ ・共通的な管理項目の
	式とする。また,リリース前に,承認を受ける。	追加に伴う変更
	(2) 設計・開発からのアウトプットは次の状態とする。	
	a) 設計・開発へのインプットで与えられた要求事項を満たす。	
	b) 調達,業務の実施に対して適切な情報を提供する。	
	c) 関係する検査及び試験の合否判定基準を含むか,又はそれを参照している。	
	d) 安全な使用及び適正な使用に不可欠な原子力発電施設の特性を明確にする。	
	7.3.4 設計・開発のレビュー	
	的なレビューを行う。	
	a) 設計・開発の結果が,要求事項を満たせるかどうかを評価する。	
	b) 問題を明確にし,必要な処置を提案する。	
	者を含める。このレビューの結果の記録,及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	
	7.3.5 設計・開発の検証	
	(1) 設計・開発からのアウトプットが,設計・開発へのインプットで与えられている要求事項を満たし	
(な し)	ていることを確実にするために、計画されたとおりに(7.3.1参照)検証を実施する。この検証の結果	
	の記録,及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	
	(2) 設計・開発の検証は,原設計者以外の者又はグループが実施する。	
	(1) 結果として得られる原子力発電施設が,指定された用途又は意図された用途に応じた要求事項を満	
	たし得ることを確実にするために、計画した方法(7.3.1参照)に従って、設計・開発の妥当性確認を	
	実施する。	
	(3) 妥当性確認の結果の記録,及び必要な処置があればその記録を維持する(4.2.4 参照)。	
	7.3.7 設計・開発の変更管理	
	(1) 設計・開発の変更を明確にし <i>,</i> 記録を維持する(4.2.4参照)。	
	(2) 変更に対して,レビュー,検証及び妥当性確認を適切に行い,その変更を実施する前に承認する。	
	(3) 設計・開発の変更のレビューには、その変更が、当該の原子力発電施設を構成する要素及び関連す	
	る原子力発電施設に及ぼす影響の評価を含める。	
	(4) 変更のレビューの結果の記録 , 及び必要な処置があればその記録を維持する (4.2.4 参照) 。	

変更前	変更後	備考
	7.4 調達	
	組織は,「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」及び「NC-15 原子燃料調	・共通的な管理項目の
	<u>達基本マニュアル」に基づき調達を実施する。</u>	追加に伴う変更
	<u>7.4.1 調達プロセス</u>	
	(1) 組織は,規定された調達要求事項に,調達製品が適合することを確実にする。	
	(2) 供給者及び調達製品に対する管理の方式及び程度は,調達製品が原子力安全に及ぼす影響に応じて	
	<u>定める。</u>	
	(3) 組織は,供給者が組織の要求事項に従って調達製品を供給する能力を判断の根拠として,供給者を	
	評価し,選定する。選定,評価及び再評価の基準を定める。	
	(4) 評価の結果の記録,及び評価によって必要とされた処置があればその記録を維持する(4.2.4参照)。	
	(5) 組織は,調達製品の調達後における,維持又は運用に必要な保安に係る技術情報を取得するための	
	<u>方法を定める。</u>	
	7.4.2 調達要求事項	
	(1) 調達要求事項では調達製品に関する要求事項を明確にし,必要な場合には,次の事項のうち該当す	
	る事項を含める。	
	a) 製品,手順,プロセス及び設備の承認に関する要求事項	
	b) 要員の適格性確認に関する要求事項	
	c) 品質マネジメントシステムに関する要求事項	
(な し)	(2) 組織は,供給者に伝達する前に,規定した調達要求事項が妥当であることを確実にする。	
	7.4.3 調達製品の検証	
	(1) 組織は,調達製品が,規定した調達要求事項を満たしていることを確実にするために,必要な検査	
	又はその他の活動を定めて、実施する。	
	(2) 組織が,供給者先で検証を実施することにした場合には,組織は,その検証の要領及び調達製品の	
	リリースの方法を調達要求事項の中に明確にする。	
	<u>7.5 業務の実施</u>	
	7.5.1 業務の管理	
	組織は ,「業務の計画」(7.1参照)に基づき業務を管理された状態で実施する。管理された状態には ,	
	次の事項のうち該当するものを含む。	
	<u> a) 原子力安全との係わりを述べた情報が利用できる。</u>	
	b) 必要に応じて,作業手順が利用できる。	
	c) 適切な設備を使用している。	
	d) 監視機器及び測定機器が利用でき,使用している。	
	e) 監視及び測定が実施されている。	
	f) 業務のリリースが実施されている。	

変更前	変更後	備考
	7.5.2 業務に関するプロセスの妥当性確認	
	(1) 業務の過程で結果として生じるアウトプットが,それ以降の監視又は測定で検証することが不可能	・共通的な管理項目
	で,その結果,業務が実施された後でしか不具合が顕在化しない場合には,組織は,その業務の該当	追加に伴う変更
	するプロセスの妥当性確認を行う。	
	(2) 妥当性確認によって,これらのプロセスが計画どおりの結果を出せることを実証する。	
	(3) 組織は,これらのプロセスについて,次の事項のうち該当するものを含んだ手続きを確立する。	
	a) プロセスのレビュー及び承認のための明確な基準	
	b) 設備の承認及び要員の適格性確認	
	c) 所定の方法及び手順の適用	
	<u>d) 記録に関する要求事項(4.2.4 参照)</u>	
	e) 妥当性の再確認	
	7.5.3 識別及びトレーサビリティ	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	記録を維持する(4.2.4 参照)。	
(な し)	7.5.4 組織外の所有物	
	維持する(4.2.4 参照)。	
	7.5.5 調達製品の保存	
	組織は,関連するマニュアル等に基づき,調達製品の検証後,受入から据付(使用)までの間,要求	
	事項への適合を維持するように調達製品を保存する。この保存には,該当する場合,識別,取扱い,包	
	装,保管及び保護を含める。保存は,取替品,予備品にも適用する。	
	7.6 監視機器及び測定機器の管理	
	(1) 業務に対する要求事項への適合性を実証するために,組織は,実施すべき監視及び測定並びに,そ	
	のために必要な監視機器及び測定機器を関連するマニュアル等に定める。	
	(2) 組織は,監視及び測定の要求事項との整合性を確保できる方法で監視及び測定が実施できることを	
	確実にするプロセスを確立し,関連するマニュアル等に定める。	
	(3) 測定値の正当性が保証されなければならない場合には,測定機器に関し,「FS-57 福島第一安定化	
	センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、次の事項を満たす。	
	a) 定められた間隔又は使用前に,国際又は国家計量標準にトレーサブルな計量標準に照らして校正若	
	しくは検証,又はその両方を行う。そのような標準が存在しない場合には,校正又は検証に用いた	
	基準を記録する(4.2.4 参照)。	
	<u> </u>	

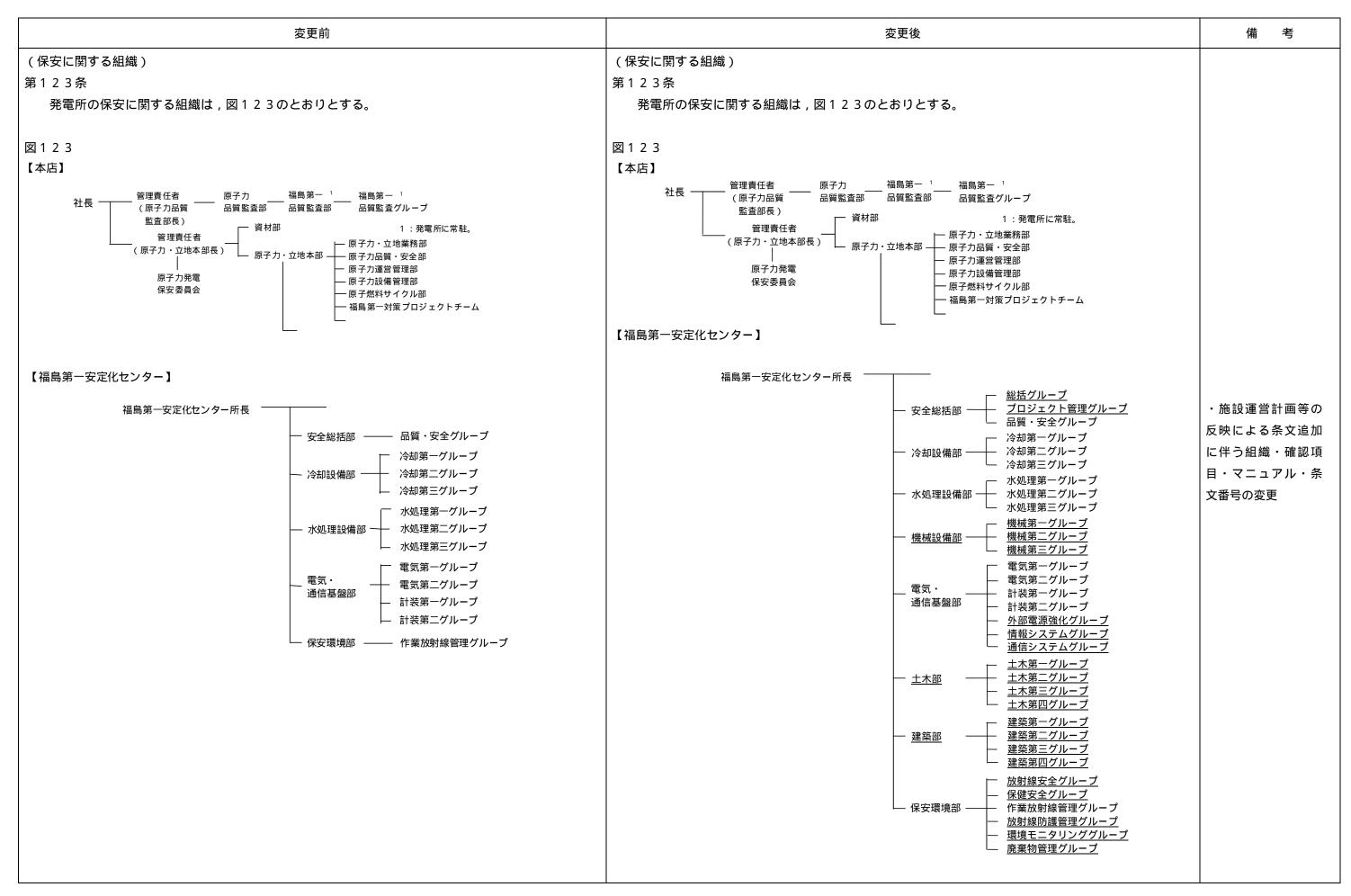
変更前	变更後	備	考
	b) 機器の調整をする,又は必要に応じて再調整する。		
	c) 校正の状態を明確にするために識別を行う。	・共通的な	管理項目の
	d) 測定した結果が無効になるような操作ができないようにする。	追加に伴う変	更
	e) 取扱い,保守及び保管において,損傷及び劣化しないように保護する。		
	さらに,測定機器が要求事項に適合していないことが判明した場合には,組織は,その測定機器で		
	それまでに測定した結果の妥当性を評価し,記録する(4.2.4参照)。組織は,その機器,及び影響を		
	受けた業務すべてに対して,適切な処置をとる。校正及び検証の結果の記録を維持する(4.2.4参照)。		
	(4) 規定要求事項にかかわる監視及び測定にコンピュータソフトウェアを使う場合には,そのコンピュ		
	<u>ータソフトウェアによって意図した監視及び測定ができることを確認する。この確認は,最初に使用</u>		
	するのに先立って実施する。また,必要に応じて再確認する。		
	8.1 一般		
	(1) 組織は,次の事項のために必要となる監視,測定,分析及び改善のプロセスを計画し,実施する。		
	a) 業務に対する要求事項への適合を実証する。		
	b) 品質マネジメントシステムの適合性を確実にする。		
	c) 品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。		
	(2) これには,統計的手法を含め,適用可能な方法,及びその使用の程度を決定することを含める。		
(な し)			
	8.2.1 原子力安全の達成		
	組織は、品質マネジメントシステムの成果を含む実施状況の測定の一つとして、原子力安全を達成し		
	ているかどうかに関して外部がどのように受けとめているかについての情報を監視する。この情報の		
	入手及び使用の方法を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に定める。		
	8.2.2 内部監査		
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	適合しているか,及び組織が決めた品質マネジメントシステム要求事項に適合しているか。		
	b) 品質マネジメントシステムが効果的に実施され,維持されているか。		
	(2) 組織は,監査の対象となるプロセス及び領域の状態及び重要性,並びにこれまでの監査結果を考慮		
	して,監査プログラムを策定する。監査の基準,範囲,頻度及び方法を規定する。監査員の選定及び		
	監査の実施においては,監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。監査員は自らの業務を監査し		
	ない。		
	品質監査基本マニュアル」に定める。		

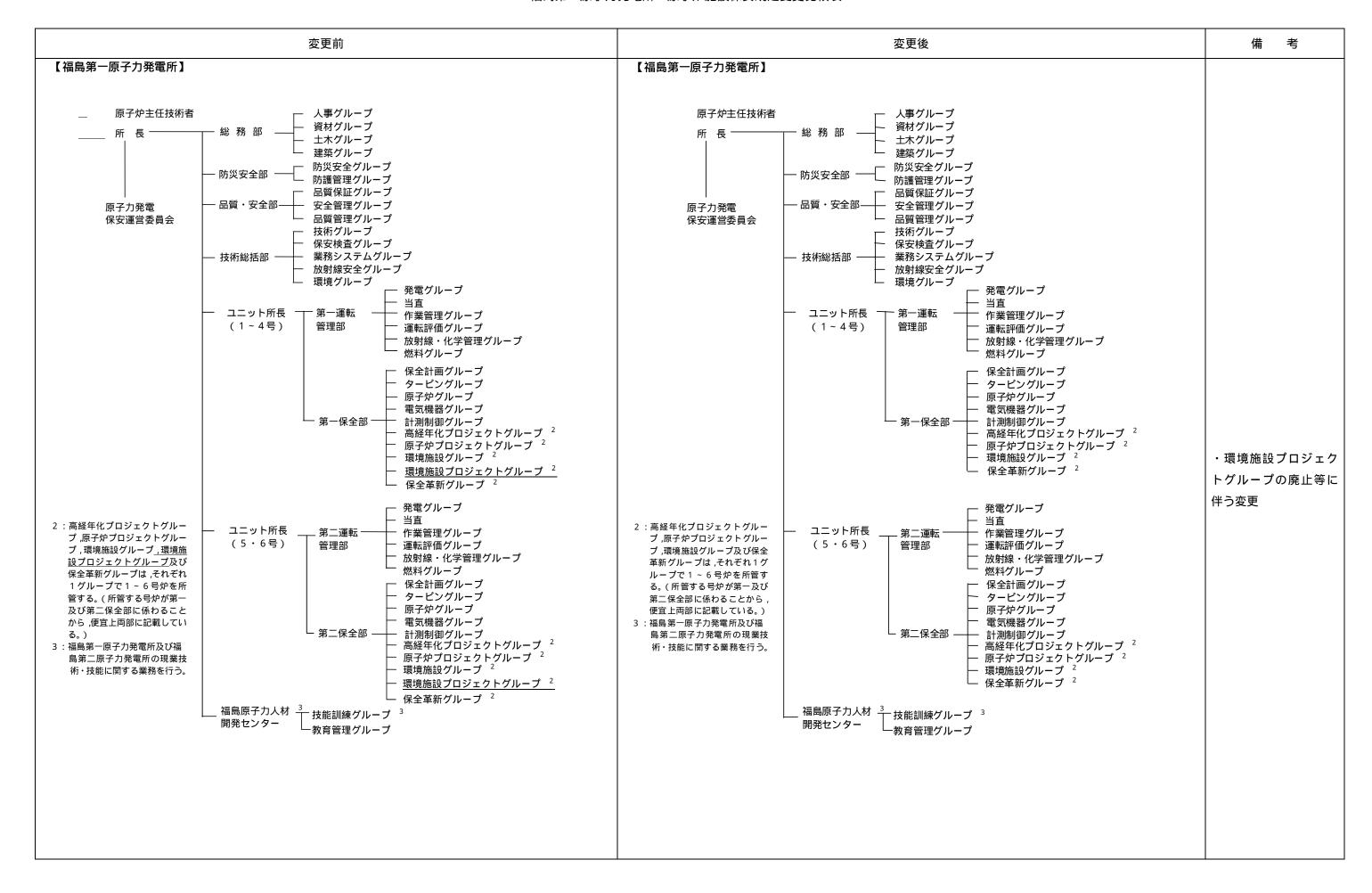
変更前	变更後	備考
	(4) 監査及びその結果の記録を維持する(4.2.4 参照)。	
	(5) 監査された領域に責任をもつ管理者は,検出された不適合及びその原因を除去するために遅滞なく,	・共通的な管理項目の
	<u>必要な修正及び是正処置すべてがとられることを確実にする。フォローアップには,とられた処置の</u>	追加に伴う変更
	検証及び検証結果の報告を含める(8.5.2参照)。	
	8.2.3 プロセスの監視及び測定	
	(1) 組織は ,品質マネジメントシステムのプロセスの監視 ,及び適用可能な場合に行う測定には ,「FS-57	
	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき,適切な方法を適用する。	
	(2) これらの方法は、プロセスが計画どおりの結果を達成する能力があることを実証するものとする。	
	(3) 計画どおりの結果が達成できない場合には,適切に,修正及び是正処置をとる。	
	8.2.4 検査及び試験	
	<u>0.2.7 18日次の説歌</u> (1) 組織は , 原子力発電施設の要求事項が満たされていることを検証するために ,「FS-57 福島第一安	
	定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき、原子力発電施設を検査及び試験する。検査	
	及び試験は,業務の計画(7.1 参照)に従って,適切な段階で実施する。検査及び試験の合否判定基	
	準への適合の証拠を維持する(4.2.4 参照)。	
	(2) 検査及び試験要員の独立の程度を定める。	
	(3) リリース(次工程への引渡し)を正式に許可した人を記録する(4.2.4参照)。	
	(4) 業務の計画(7.1 参照)で決めた検査及び試験が完了するまでは,当該原子力発電施設を据え付け	
(な し)		
	8.3 不適合管理	
	(1) 組織は,業務に対する要求事項に適合しない状況が放置されることを防ぐために,それらを識別し,	
	<u>管理することを確実にする。</u>	
	(2) 不適合の処理に関する管理及びそれに関連する責任及び権限を「FS-57 福島第一安定化センター品	
	<u>質保証計画書運用マニュアル」に規定する。</u>	
	(3) 該当する場合には,組織は,次の一つ又はそれ以上の方法で,不適合を処理する。	
	a) 検出された不適合を除去するための処置をとる。 	
	b) 当該の権限をもつ者が,特別採用によって,その使用,リリース,又は合格と判定することを正式 	
	<u>に許可する。</u>	
	c) 本来の意図された使用又は適用ができないような処置をとる。	
	d) 外部への引渡し後又は業務の実施後に不適合が検出された場合には ,その不適合による影響又は起	
	こり得る影響に対して適切な処置をとる。	
	(4) 不適合に修正を施した場合には,要求事項への適合を実証するための再検証を行う。	
	(5) 不適合の性質の記録,及び不適合に対してとられた特別採用を含む処置の記録を維持する(4.2.4	
	参照)	
	(6) 組織は,原子炉施設の保安の向上を図る観点から,「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画	
	書運用マニュアル」に定める公開基準に従い,不適合の内容をニューシアへ登録することにより,情	
	報の公開を行う。	

変更前	変更後	備考
	8.4 データの分析	
	(1) 組織は,品質マネジメントシステムの適切性及び有効性を実証するため,また,品質マネジメント	・共通的な管理項目の
	システムの有効性の継続的な改善の可能性を評価するために ,「FS-57 福島第一安定化センター品質	追加に伴う変更
	<u>保証計画書運用マニュアル」に基づき,適切なデータを明確にし,それらのデータを収集し,分析す</u>	
	<u>る。この中には,監視及び測定の結果から得られたデータ並びにそれ以外の該当する情報源からのデ</u>	
	<u>ータを含める。</u>	
	(2) データの分析によって,次の事項に関連する情報を提供する。	
	a) 原子力安全の達成に関する外部の受けとめ方 (8.2.1 参照)	
	b) 業務に対する要求事項への適合 (8.2.3 及び 8.2.4 参照)	
	c) 予防処置の機会を得ることを含む ,プロセス及び原子力発電施設の特性及び傾向(8.2.3 及び8.2.4	
	<u>参照)</u>	
	<u>d) 供給者の能力 (7.4 参照)</u>	
	8.5 改善	
	────────────────────────────────────	
	<u>ューを通じて,品質マネジメントシステムの有効性を継続的に改善する。</u>	
	8.5.2 是正処置	
(な し)	* : * : - : 	
	づき,不適合の原因を除去する処置をとる。	
	(2) 是正処置は,検出された不適合のもつ影響に応じたものとする。	
	(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「FS-57	
	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。	
	ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー ー	
	e) とった処置の結果の記録(4.2.4 参照)	
	f) とった是正処置の有効性のレビュー	
	8.5.3 予防処置	

	見及び他の施設から得られた知見(BWR 事業者協議会で取り扱う技術情報及びニューシア登録情報を	
	含む。) の活用を含め ,「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に基づき ,	
	その原因を除去する処置を決める。	
	(2) 予防処置は,起こり得る問題の影響に応じたものとする。	
	<u></u>	

変更前	変更後	備考
交更則	(3) 次の事項に関する要求事項(JEAC4111 附属書「根本原因分析に関する要求事項」を含む。)を「FS-57 福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル」に規定する。	・共通的な管理項目の追加に伴う変更
(な し)		





変更前	变更後	備考
(保安に関する職務)	(保安に関する職務)	
第124条	第124条	
(中略)	(中略)	
2.保安に関する職務のうち,安定化センター組織の職務は次のとおり。 (1)福島第一安定化センター所長(以下,「安定化センター所長」という)は,原子力・立地本部長 を補佐し,発電所におけるプラントの安定状態維持・継続,放射線量低減・汚染拡大防止及び廃 止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務(福島第一対策プロジェクトチー		・その他記載の適正化
ム所管業務を除く。) を統括管理する。	ム所管業務を除く。) を統括管理する。	・施設運営計画等の反
	<u>(2)総括グループは,本章で定める各設備等のうち,安定化センターに関わる業務の取り纏めに関す</u>	
	<u>る業務を行う。</u>	う組織・確認項目・マ
	(3)プロジェクト管理グループは,本章で定める各設備等のうち,工程・レイアウト管理,要員管理	
	及び総予算・調達管理に関する業務を行う。 (4) 日毎、完全が出っては、大きで定める名が供答のされ、原でも完全の総括(完全部価を含む)	変更
(2) 品質・安全グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,原子力安全の総括(安全評価を含む。),品質 の管理及び保安検査に関する業務を行う。	(<u>4</u>) 品質・安全グループは,本章 <u>で定める各</u> 設備等のうち,原子力安全の総括(安全評価を含む。), 品質の管理,教育・力量管理及び保安検査に関する業務を行う。	
の自年及び休女検査に関する業務を行う。 (3)冷却第一グループは,本章に係る設備等のうち,原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の運用,		・その他記載の適正化
保守管理に関する業務を行う。	守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。	
(4)冷却第二グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理		
設備の運用,保守管理に関する業務を行う。	管理設備の運用,保守管理に関する業務を行う。	
(<u>5</u>)冷却第三グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,使用済燃料プール冷却設備 <u>及び</u> コンクリートポ	(<u>7</u>)冷却第三グループは,本章 <u>で定める各</u> 設備等のうち,使用済燃料プール冷却設備 <u>の保守管理,消</u>	・原子炉注水設備等の
ンプ車の運用,保守管理 <u>並びに</u> 水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。	<u>防車の運用,</u> コンクリートポンプ車の運用,保守管理 <u>及び</u> 水貯蔵タンクの水質管理に関する業務 を行う。	移管に伴う変更
(<u>6</u>)水処理第一グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,滞留水及びサブドレン水の水位管理,高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。	(8)水処理第一グループは,本章で定める各設備等のうち,滞留水及びサブドレン水の水位管理,高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。	・その他記載の適正化
(<u>7</u>)水処理第二グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,汚染水処理装置の運用,保守管理に関する業務を行う。	(<u>9</u>)水処理第二グループは,本章 <u>で定める各</u> 設備等のうち,汚染水処理装置の運用,保守管理に関する業務を行う。	
(8)水処理第三グループは,本章に係る設備等のうち,放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。	(10)水処理第三グループは , 本章で定める各設備等のうち , 放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。	
		佐い写営は高笠の丘
	理運営,建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務	・施設運営計画等の反
	<u>を行う。</u>	映による条文追加に伴
	(12)機械第二グループは,本章で定める各設備等のうち,共用プール設備の保守管理に関する業務を	う組織・確認項目・マ
	<u>行う。</u>	ニュアル・条文番号の
	(13)機械第三グループは,原子炉建屋カバー・コンテナの工事,乾式キャスクの復旧並びに共用プー	変更
	ル設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。	(1 += +1) - >+ (1.
(<u>9</u>)電気第一グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,総括(電源車管理を含む。),所内電源,仮設電	\ 	・その他記載の適正化
源の設計,運用,保守管理に関する業務を行う。	設電源の設計,運用,保守管理に関する業務を行う。 (45) 電気第二が出っては、本意で定める名が供答のみた。名が供答で必要な電源が供の選用。保守等	
(10)電気第二グループは,本章 <u>に係る</u> 設備等のうち,各設備等で必要な電源設備の運用,保守管理に 関する業務を行う。	(15)電気第二グループは,本章 <u>で定める各</u> 設備等のうち,各設備等で必要な電源設備の運用,保守管理に関する業務を行う。	
(11) 計表第一グループは、本草 <u>に原る</u> 設備等のプラ、「ちが及びとちがの計表設備の床寸官壁に割する業務を行う。	関する業務を行う。	
│		
る業務を行う。	関する業務を行う。	
- 5.55		1

変更前	变更後	備考
	<u>(18)外部電源強化グループは,本章で定める各設備等のうち,外部電源強化に伴う設備等の工事に関</u>	・施設運営計画等の反
		映による条文追加に伴
	(19)情報システムグループは,本章で定める各設備等のうち,情報システム設備の保守管理に関する	う組織・確認項目・マ
	業務を行う。	ニュアル・条文番号の
	(20)通信システムグループは,本章で定める各設備等のうち,通信設備の保守管理に関する業務を行	変更
	<u>う。</u>	· 文文
	<u>(21)土木第一グループは,本章で定める各設備等のうち,生活基盤整備に関する業務を行う。</u>	
	(22) 土木第二グループは,本章で定める各設備等のうち,地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務	
	<u>を行う。</u>	
	(23) 土木第三グループは,本章で定める各設備等のうち,冷却水保管設備等の工事に関する業務を行	
	<u>う。</u>	
	(24) 土木第四グループは,本章で定める各設備等のうち,瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除	
	<u>染に関する業務を行う。</u>	
	(25)建築第一グループは,本章で定める各設備等のうち,3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事	
	<u>(機械第三グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。</u>	
	(26)建築第二グループは,本章で定める各設備等のうち,1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コン	
	テナの工事・保守管理(機械第三グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。	
	(27)建築第三グループは,本章で定める各設備等のうち,建屋地下水対策及び建屋間止水対策に関す	
	(28) 建築第四グループは,本章で定める各設備等のうち,建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染(機械第一	
	グループ所管業務を除く。)に関する業務を行う。	
	(29)放射線安全グループは,本章で定める各設備等のうち,放射線防護に係る装備品の管理に関する	
	業務を行う。 - (20) 保健空会が出っては、大きで宮内スタ記供等のうた。個人独界等限、等限区域)は並可等の等限	
	(30)保健安全グループは,本章で定める各設備等のうち,個人線量管理,管理区域入域許可等の管理	
(13)作業放射線管理グループは,本章に係る設備等のうち,ガスサンプリングによる放射能分析に関	<u>及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</u> (31)作業放射線管理グループは,本章で定める各設備等のうち,構内作業の放射線管理及びガスサン	
(10) 「F業成別級自選グループは、本草 <u>に係る</u> 政備等のプラ・ガスサブプラッとよる成別能力がIC展」 する業務を行う。	(<u>31</u>) 作業放射線管理ブループは、本草 <u>でためる日</u> 故福寺のプラ、 <u>福内作業の放射線管理及の</u> ガスップ プリングによる放射能分析に関する業務を行う。	
テる未行で行う。	(32)放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、臨時の出入管理箇所における装備品	
	の管理及びスクリーニングに関する業務を行う。	
	(33)環境モニタリンググループは,本章で定める各設備等のうち,発電所内外の陸域・海域のモニタ	
	リングに関する業務を行う。	
	(34) 廃棄物管理グループは,本章で定める各設備等のうち,作業で発生した放射性固体廃棄物の管理	
	に関する業務を行う。	
		・保安検査における気
3 . 保安に関する職務のうち,発電所組織の職務は次のとおり。	3 . 保安に関する職務のうち , 発電所組織の職務 <u>(安定化センター所管業務を除く。)</u> は次のとおり。	付き事項の反映に伴う
(1)所長は,原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し,発電所における保安に関する業	(1)所長は,原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し,発電所における保安に関する業	変更
務(安定化センター所長が所管する業務を除く)を統括管理し,その際には主任技術者の意見を	務(安定化センター所長が所管する業務を除く <u>。</u>)を統括管理し,その際には主任技術者の意見	・その他記載の適正化
尊重する。	を尊重する。	
(2)人事グループは,要員の計画に関する業務を行う。	(2)人事グループは,要員の計画に関する業務を行う。	
(3)資材グループは,調達に関する業務を行う。	(3)資材グループは,調達に関する業務を行う。	
(4)土木グループは,原子炉施設のうち,土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(4) 土木グループは,原子炉施設のうち,土木設備に係る保守管理に関する業務を行う。	

変更前	变更後	備	考
(5)建築グループは,原子炉施設のうち,建築設備に係る保守管理に関する業務 <u>を行う。</u> 並びに,本	(5)建築グループは,原子炉施設のうち,建築設備に係る保守管理に関する業務並びに,本章 <u>で定める</u>		
章 <u>に係る</u> 設備等の <u>うち,免震重要棟の電気設備に係る保守管理</u> に関する業務を行う。	<u>各</u> 設備等の <u>運用</u> に関する業務を行う。	 ・その他記載	での適正化
(6)防災安全グループは,緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務 <u>を</u>	(6)防災安全グループは,緊急時の措置の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並び		
<u>行う。</u> 並びに,本章 <u>に係る</u> 設備等 <u>のうち,消防車</u> の運用 <u>,保守管理</u> に関する業務を行う。	に,本章 <u>で定める各</u> 設備等の運用に関する業務を行う。		
(7)防護管理グループは,周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務を行う。	(7)防護管理グループは , 周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務 <u>並びに , 本章で定める各設備</u>	 ・施設運営計	上画竿の丘
	<u>等の運用に関する業務</u> を行う。		
(8) 品質保証グループは,品質保証体系の総括に関する業務を行う。	(8)品質保証グループは,品質保証体系の総括に関する業務を行う。	映による条文	
(9)安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。	(9)安全管理グループは,原子力安全の総括に関する業務を行う。	う組織・確認	
(10) 品質管理グループは,品質の管理に関する業務を行う。	(10) 品質管理グループは, 品質の管理に関する業務を行う。	ニュアル・祭	《文番号の
(11)技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。	(11)技術グループは,原子力技術の総括に関する業務を行う。	変更	
(12)保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。	(12)保安検査グループは,原子力保安検査に関する業務を行う。		
(13)業務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。	(13)業務システムグループは,原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。		
(14)放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放	(14)放射線安全グループは,放射線管理(放射線・化学管理グループ所管業務を除く。)及び環境放射		
射能測定に関する業務を行う。	能測定に関する業務を行う。		
(15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。	(15)環境グループは,放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。	 ・環境施設フ	プロジェクト
(16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びに <u>廃棄物集中処理建屋内設備,</u> サイトバンカ及び共	(16)発電グループは,原子炉施設の運用管理並びにサイトバンカ及び共用プール設備の運転,運用管	グループの廃	
用プール設備の運転,運用管理に関する業務を行う。	理に関する業務 <u>並びに,本章で定める各設備等の運用に関する業務</u> を行う。		ETT4CIT >
(17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),	(17)当直は,原子炉施設の運転に関する業務(発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。),	変更	1=2000
燃料取扱いに関する業務 <u>を行う。</u> 並びに,本章 <u>に係る</u> 設備等の運用 <u>管理</u> に関する業務を行う。	燃料取扱いに関する業務並びに,本章 <u>で定める各</u> 設備等の運用に関する業務を行う。	・施設運営計	
(18)作業管理グループは ,原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。	(18)作業管理グループは,原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。	映による条文	
(19) 運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所	(19)運転評価グループは,原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務(発電グループ所	う組織・確認	以項目・マ
管業務を除く。) を行う。	管業務を除く。) を行う。	ニュアル・祭	く文番号の
(20)放射線・化学管理グループは,化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務を行う。	(20)放射線・化学管理グループは,化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務 <u>並びに,</u>	変更	
	<u>本章で定める各設備等の運用に関する業務</u> を行う。		
(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。)を行う。	(21)燃料グループは,燃料の管理に関する業務(当直所管業務を除く。) <u>並びに,本章で定める各設備</u>		
	等の運用に関する業務を行う。		
(22)保全計画グループは,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)	(22)保全計画グループは,原子炉施設の保守の総括に関する業務(環境施設グループ所管業務を除く。)		
を行う。	を行う。		
(23)タービングループは,原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(23)タービングループは,原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(24)原子炉グループは,原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(25)電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(25)電気機器グループは,原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。		
(26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務を行う。	(26)計測制御グループは,原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに,本章で		
	<u>定める各設備等の運用に関する業務</u> を行う。		
(27)高経年化プロジェクトグループは ,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の	(27)高経年化プロジェクトグループは,原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の		
保全及び改良工事に関する業務 <u>(環境施設プロジェクトグループ所管業務を除く。)</u> を行う。	保全及び改良工事に関する業務を行う。	・環境施設フ	プロジェクト
(28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する	(28)原子炉プロジェクトグループは,原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業	グループの廃	を止等に伴う
業務を行う。	務を行う。	変更	
(29)環境施設グループは,各ユニットの廃棄物処理設備,廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ	(29)環境施設グループは,各ユニットの廃棄物処理設備,廃棄物集中処理建屋内設備,サイトバンカ		
及び共用プール設備の保守の総括,保守管理に関する業務を行う。	及び共用プール設備の保守の総括,保守管理に関する業務を行う。		
(30)環境施設プロジェクトグループは,各ユニットの廃棄物処理設備及び廃棄物集中処理建屋内設備			
に関する大型の改良工事に関する業務を行う。_			
	(30)保全革新グループは,保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。		

変更前	变更後	備	考
(32)技能訓練グループは,現業技術・技能に関する業務を行う。 (33)教育管理グループは,保安教育及びその他研修に関する業務を行う。	(31)技能訓練グループは,現業技術・技能に関する業務を行う。 (32)教育管理グループは,保安教育及びその他研修に関する業務 <u>並びに,本章で定める各設備等の運用</u> に関する業務を行う。	・施設運営	条文追加
4. 各職位は次のとおり, 当該業務にあたる。	4.各職位は次のとおり、当該業務にあたる。	目・マニュ	
(1)本店各部長は,原子力・立地本部長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。	(1)本店各部長は,原子力・立地本部長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が所管するグループの業務を統括管理する。	文番号の変更	
(2)安定化センター各部長は,安定化センター所長を補佐し,第123条の定めのとおり,当該部が 所管するグループの業務を統括管理する。	所管するグループの業務を統括管理する。		
(3)安定化センター各グループマネージャー(以下「安定化センター各GM」という。)は,グループ員を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに,所管業務に基づき記録及び報告を行う。	(3)安定化センター各グループマネージャー(以下「安定化センター各GM」という。)は,グループ 員を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに,所管業務に基づき <u>保安教育並びに</u> 記録及 び報告を行う。		
(4)ユニット所長(1~4号)は,所長を補佐し,第123条の定めのとおり,第一運転管理部及び 第一保全部の業務を統括管理する。	(4)ユニット所長(1~4号)は,所長を補佐し,第123条の定めのとおり,第一運転管理部及び 第一保全部の業務を統括管理する。		
(5)ユニット所長(5・6号)は,所長を補佐し,第123条の定めのとおり,第二運転管理部及び 第二保全部の業務を統括管理する。	(5)ユニット所長(5・6号)は,所長を補佐し,第123条の定めのとおり,第二運転管理部及び 第二保全部の業務を統括管理する。		
(6)発電所各部長(福島原子力人材開発センター所長を含む。)は,第123条の定めのとおり,当該部(福島原子力人材開発センターを含む。)が所管するグループの業務を統括管理する。	(6)発電所各部長(福島原子力人材開発センター所長を含む。)は,第123条の定めのとおり,当該部(福島原子力人材開発センターを含む。)が所管するグループの業務を統括管理する。		
(7)各GMは,グループ員(当直員を含む。)を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに, 所管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならびに記録及び報告を行う。	(7)各GMは,グループ員(当直員を含む。)を指示・指導し,所管する業務を遂行するとともに,所 管業務に基づき緊急時の措置,保安教育ならびに記録及び報告を行う。		
(8)グループ員(当直員を含む。)は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。	(8)グループ員(当直員を含む。)は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。		

変更前		備考		
(主任技術者の職務等)	(主任技術者の職務等)			
第125条	第125条			
主任技術者は,本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし,	主任技術者は,本章で定める各設備等	等の運用に関し保安の監督を誠実に行うことを任務とし ,		
「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき,次の職務を遂行する。	「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マ	'ニュアル」に基づき,次の職務を遂行する。		
(1) 本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は , 運用に従事する者へ指示する。	(1)本章で定める各設備等の運用	に関し保安上必要な場合は,運用に従事する者へ指示する	。 ・施設運営計画等の	
	<u>(2)表125-1に定める事項に</u>	(2) 表125-1に定める事項について,所長の承認 1 に先立ち確認する。		
(<u>2</u>)表125- <u>1</u> に定める各職位からの報告内容等を確認する。	(<u>3</u>)表125- <u>2</u> に定める各職位7	に伴う組織・確認項		
(<u>3</u>)表125- <u>2</u> に定める記録の内容を確認する。	(<u>4</u>)表125- <u>3</u> に定める記録のF	目・マニュアル・条		
(<u>4</u>)第1 <u>51</u> 条第1項の報告を受けた場合は,自らの責任で確認した正確な情報に基づき,社長 に直接報告する。	(<u>5</u>)第1 <u>68</u> 条第1項の報告を受し に直接報告する。	ナた場合は , 自らの責任で確認した正確な情報に基づき ,	社長 文番号の変更	
(<u>5</u>)保安の監督状況について,定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。	(<u>6</u>)保安の監督状況について,定期	期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。		
(<u>6</u>)その他,本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。	(<u>7</u>)その他,本章で定める各設備領	等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。 -		
	1:安定化センター員への保安教育実施	<u> 施計画については,安定化センター所長の承認</u>		
2 . 本章で定める各設備等の運用に従事する者は , 主任技術者がその保安のためにする指示に従う。	2 . 本章で定める各設備等の運用に従事で	する者は,主任技術者がその保安のためにする指示に従う	00	
	表 1 2 5 - 1	,		
	<u>条 文</u>	<u>内 容</u>		
	第150条(管理対象区域の設定及び	第5項に定める建物等の内部における一時的な		
	解除)	管理対象区域の設定及び解除		
		第7項に定める管理対象区域の設定及び解除		
	第150条の2(管理区域の設定及び	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解		
	<u>解除)</u>	<u>除</u>		
		第7項に定める管理区域の設定及び解除		
	第165条(安定化センター員及び所	安定化センター員及び所員への保安教育実施計		
	<u>員への保安教育)</u>	画		
	第166条(協力企業従業員への保安	協力企業従業員への保安教育実施計画		
	<u>教育)</u>			

变更前			变更後		
表125- <u>1</u>		表125- <u>2</u>			
条 文	内容	条 文	内 容		
第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果	第130条(地震発生時等の対応)	地震・火災が発生した場合に講じた措置の結果		
第135条(運転上の制限を満足しな	運転上の制限を満足していないと判断した場合	第135条(運転上の制限を満足しな	運転上の制限を満足していないと判断した場合		
い場合)	運転上の制限を満足していると判断した場合	い場合)	運転上の制限を満足していると判断した場合		
	必要な安全措置		必要な安全措置		
第136条(保全作業を実施する場合)	運転上の制限外から復帰していると判断した場合	第136条(保全作業を実施する場合)	運転上の制限外から復帰していると判断した場合		
	運転上の制限を満足していないと判断した場合		運転上の制限を満足していないと判断した場合	・施設運営計画等の	
第1 <u>51</u> 条(報告)	実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定		気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて	反映による条文追加	
	める報告事象が生じた場合		放出した場合	に伴う組織・確認項	
			放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超	目・マニュアル・条	
		第1 <u>68</u> 条(報告) 	えて放出した場合	文番号の変更	
			外部放射線に係る線量等量率等に異常が認めら		
			<u>れた場合</u> 実用炉規則第 19 条の 17 第 2 号から第 14 号に定		
			める報告事象が生じた場合		
	绿項目		録 項 目		
1. 運転日誌		1.運転日誌			
2 . 引継日誌 3 . 本章で定める各施設等の巡視又は点		2.引継日誌	14 o / t =		
3. 平阜(ためる日 <u>爬改</u> 寺の巡祝久は点	火の温木	3.本章で定める各 <u>設備</u> 等の巡視又は点 4.放射性廃棄物管理に係る記録	快の結果	・その他記載の適正化	
		5.保安教育の実施報告書		・施設運営計画等の反映による条文追加	
				に伴う組織・確認項	
				目・マニュアル・条	
				文番号の変更	

	変更前				变更後		備	考
(運転員の確保) 第126条 第一運転管理部長は、「NM-51-1運転員の確にあたり原子炉の運転に必要な知識を有するる者とは、原子炉の運転に関する実務の研修 2.第一運転管理部長は、「NM-51-1運転員の用にあたって前項で定める者の中から、1班上編成した上で2交替勤務を行わせる。なら時間を超える勤務を行ってはならない。また運転責任者として経済産業大臣が定める基準 3.第一運転管理部長は、「NM-51-1運転員の免震重要棟に確保する。 表126-1	確保マニュアル を者を受けた者を ででは、特別のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	レ」に基づき、ネ の中から選任さ	章で定める各設備等の運用 の運転に必要な知識を有す 人数の者をそろえ,5 班以 き,運転員は連続して 24 のうち,1 名は当直長とし,	(運転員の確保) 第126条 第一運転管理部長は,「NM-51-1運転員の確保 一にあたり原子炉の運転に必要な知識を有するする者とは,原子炉の運転に関する実務の研修 2.安定化センター各GMは,本章で定める各設 燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュ 理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基する者を確保する。なお,本章で定める各設備原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基立る各設備等の運用に関する力量の確認を行る。なお,特別である各設備等の運用に関する力量の確認を行る。なお,特別超える勤務を行ってはならない。また,表12者として経済産業大臣が定める基準に適合した。	Rマニュアル」に基づき,本る者を確保する。なお,原子を受けた者をいう。 W備等の運用にあたり,「FS-ュアル」及び「FS-57・WT-00基づき,本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有で保守管理マニュアル」に基づき,安定マニュアル」に基づき,安定ファル」に基づき,本またり表126に定める人数のうち,1	2. 炉の運転に必要な知識を有 57・CP-001 原子炉・使用済 01 高レベル放射性滞留水処 等の運用に必要な知識を有 する者とは、「FS-57・CP-001 下S-57・WT-001 高レベル 2. 化センター各 G M が本章で なの者をそろえ、5 班以上編 運転員は連続して 24 時間を 名は当直長とし、運転責任		における気
	1 / 2 号炉	3 / 4 号炉		1 班あたりの人数	<u>6</u> 名以上		・当直長のう変更	一人化に伴
1 班あたりの人数	3名以上	3名以上		4. 第一運転管理部長は,「NM-51-1 運転員の確保 震重要棟に確保する。 1:安定化センター各GMが運用する業務を除 に基づき,安定化センター各GMが業務を 安定化センター各GMに連絡を行う。	余く。なお , 当直長は ,「NM-	51-6 状態管理マニュアル 」	・保安検査 付き事項の 変更	における気 反映に伴う

変更前			变更後	備考
(巡視点検) 第127条 安定化センター各GM又は各GMは,本章で定める各設備等につ ルに基づき,定期的に巡視又は点検を行うとともに,火災の有無を		ルに基づき,定期的に巡視又は点検を行うと	で定める各設備等について,表127に定めるマニュア ともに,火災の有無を確認する。	
表 1 2 7	+ 42 - 2-	表 1 2 7	BB >+ 44 - 2-	
	重条文 0.2 第 1 4 3 2	マニュアル名称	関連条文	压力快头上的供答点
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷 <u>第138条,第139</u> 却設備等の運転・保守管理マニュアル 第144条	9余, 弗 1 4 2余,	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷 却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144余	・原子炉注水設備等の移管に伴う変更
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関 第145条,第146 連設備の運転・保守管理マニュアル	6条,第149条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条,第146条,第149条	移目に仕りを更
MM-51-6 状態管理マニュアル	 1条.第147条.	NM-51-6 状態管理マニュアル	<u>第138条,第139条,</u> 第140条,	
第148条	, , , , ,		第140条の2 <u>,</u> 第141条,第142条,	・施設運営計画等の
			第147条,第148条	反映による条文追加
				に伴う組織・確認項目・マニュアル・条文番号の変更

変更前	変更後	備	考
(地震発生時等の対応)	(地震発生時等の対応)		
第130条	第130条		
安定化センター各GM又は各GMは,地震・火災が発生した場合は,「FS-57・CP-001原子炉・使用	安定化センター各GM又は各GMは,地震・火災が発生した場合は,「FS-57・CP-001 原子炉・使用		
済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」,「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理	済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」,「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関	・施設運営	計画等の
関連設備の運転・保守管理マニュアル」 <u>又は</u> 「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」に基	連設備の運転・保守管理マニュアル」「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」「FS-57・ME-001	反映による	条文追加
づき,次の措置を講じるとともに,その結果を安定化センター所長,所長及び主任技術者に報告する。	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設	に伴う組織	・確認項
	<u>備保守管理要領」</u> に基づき,次の措置を講じるとともに,その結果を安定化センター所長,所長及び	目・マニュ	アル・条
	主任技術者に報告する。	文番号の変更	Ē.
(1) 震度 5 弱以上の地震が観測 ¹ された場合は,地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無 及び火災発生の有無を確認する。	(1) 震度 5 弱以上の地震が観測 ¹ された場合は,地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及 び火災発生の有無を確認する。	・その他記載	載の適正化
(2)本章で定める各設備等に火災が発生した場合は,早期消火及び延焼防止に努め,鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。	(2)本章で定める各設備等に火災が発生した場合は,早期消火及び延焼防止に努め,鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。		
	2.安定化センター各GM又は各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、本章で定める各設備等		
に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、第一運転管理部長に報告する。第一運転管理			
部長は、安定化センター所長、所長、主任技術者、安定化センター各GM及び各GMに連絡するとと			
もに,必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。 	もに,必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。		
1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。	1:観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。		

変更前	備考
	- 113
ミ市時のための指重 <i>)</i> 131条	
- 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3 - 3	CP-001 原子
ウ・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」,及び「NM-51-17・1F-S1-001 防.	-001 福島第 ・その他記載の適正
では、	2011 11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
	 りの訓練を, │・原子炉注水設備領
以上実施する。	の移管に伴う変更
2)防災安全GMは ,表131-1に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し	車を配備し,
1ヶ月に1回点検を行う。	
3)冷却第一GMは,異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め,配備する。	
4)冷却第一GMは,表131-1に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。	00
5)冷却第一GMは ,(1),(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うとともに	<u>定める事項</u>
評価の結果に基づき必要な措置を講じる。	
₹131-1	
設 備 関連条文 台 数	
消防車 第138条 6台	
. 使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17 I F-S1-001 防火管理要領」に基づき,次の措置を講じる。 1)冷却第三GMは,使用済燃料プール循環冷却設備について異常時の措置の活動を行うための訓練を、1年に1回以上実施する。 2)防災安全GMは ,表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配備し1ヶ月に1回点検を行う。 3)冷却第三GMは ,表131-2に定める異常時の措置の活動を行うために必要なコンクリートにファラスを配備し、1ヶ月に1回点検を行う。	整備として, 「NM-51-17・ ・その他記載の適正 うための訓練 車を配備し, ノクリートポ オを定め,配

	変更前			変更後				備考
表131-2				表131-2				・原子力安全・保安院
設備	関連条文	台 数]	設備	関連条文	台数		指示(平成23年12月
消防車	第140条,第141条	1台	1	消防車	第140条,第141条	1台 1		12日付)に伴う変更
コンクリートポンプ車	第140条,第141条	1台		コンクリートポンプ車	第140条,第141条	1台		(「中期的安全確保の考
				1:使用済燃料共用プール	√設備と共用			え方」に基づく施設運営
								計画に係る報告書(その
電気設備について異常時	の措置の活動を行うための体制の	整備として ,「FS-57・	PI-001 電気設備	3.電気設備について異常時の)措置の活動を行うための体制の	整備として , 「FS-57・	PI-001 電気設備の	2)及び(その3)に関
O保守管理マニュアル」に	基づき,次の措置を講じる。			保守管理マニュアル <u>」,</u> 「NM-	51-14 定例試験マニュアル」及び	ヾ「NM-51-1 運転員の研	確保マニュアル <u>」</u> に	する保安規定の変更)
				基づき,次の措置を講じる。				
)電気第一GMは,電気	設備について異常時の措置の活動	(電源車の使用)を行	うための訓練を,	(1)電気第一GMは,電気調	设備について異常時の措置の活動	(電源車の使用)を行	テうための訓練を ,	・設備の運用開始又は
1年に1回以上実施する	0			1年に1回以上実施する。				復旧に伴う変更
2)電気第一GMは,表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し,				, │ (2)電気第一GMは ,表131-3に定める異常時の措置の活動を行うために必要な電源車を配備し ,				
1 ヶ月に 1 回点検を行う。				1ヶ月に1回点検を行う。				
				(3)当直長は,表131-3	3に定める異常時の措置の活動を	行うために必要な所内	<u> 内共通ディーゼル発</u>	
				電機 ² の動作確認を1ヶ	<u> 目に1回行う。</u>			
<u>8</u>) 電気第一GMは,異常	時の措置の活動に必要な(2)以	外のその他資機材を定	め,配備する。	(<u>4</u>)電気第一GMは,異常	持の措置の活動に必要な(2)以	外のその他資機材を定	€め,配備する。	
<u>4</u>) 電気第一GMは,表1	31-3に示す電源車を操作する	ために必要な要員を確	保する。	(<u>5</u>)電気第一GMは,表13	3 1 - 3に示す電源車を操作する	ために必要な要員を確	笙保する。	
				(6)当直長は,表131-3	に示す所内共通ディーゼル発電	機 ² を操作するために	こ必要な要員を確保	
				<u>する。</u>				
<u>5</u>) 電気第一GMは ,(1),(<u>3</u>) 及び (<u>4</u>) に定める事項I	こついて定期的に評価	を行うとともに,	(<u>7</u>)電気第一GMは,(1),	(<u>4</u>)及び(<u>5</u>)に定める事項に	ついて定期的に評価を	を行うとともに , 評	
評価の結果に基づき必要	な措置を講じる。			価の結果に基づき必要な措	置を講じる。			
				表131-3				
₹131-3	関連条文	台 数		設備	関連条文	台 数		
₹131-3 設 備		2台		電源車	第147条	2台		
·	第147条		1					
設 備	第147条	2 11		<u>所内共通</u>	第147条	<u>1台</u>		

変更前	变更後	備 考
	4 . 使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための体制の整備として ,「F	S-57 ·
	ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NM-51-17・ 1 F-S1-001	
	一原子力発電所 防火管理要領」に基づき,次の措置を講じる。	指示(平成23年12月
	(1)機械第三GMは,使用済燃料共用プール設備について異常時の措置の活動を行うための訓	
	1年に1回以上実施する。	(「中期的安全確保の考
	(2)防災安全GMは,表131-4に定める異常時の措置の活動を行うために必要な消防車を配	<u> </u>
	<u>1ヶ月に1回点検を行う。</u>	計画に係る報告書(その
	(3)機械第三GMは,異常時の措置の活動に必要な(2)以外のその他資機材を定め,配備す	<u>る。</u> 2)及び(その3)に関
	<u>(4)機械第三GMは,表131-4に示す消防車を操作するために必要な要員を確保する。</u>	する保安規定の変更)
	<u>(5)機械第三GMは,(1),(3)及び(4)に定める事項について定期的に評価を行うととも</u>	<u>に,評</u>
	<u>価の結果に基づき必要な措置を講じる。</u>	
	表131-4	
	<u>消防車 第140条の2</u> <u>1台³</u>	
	3:使用済燃料プール循環冷却設備と共用	

(保守管理)

第132条

安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位 作業管理は「NQ-51-8作業管理マニュアル」に基づき実施する。

変更前

- 1:時間基準保全,状態基準保全又は事後保全をいう。
- 2:保全方式にあわせた保全方法を定める。なお,事後保全における保全方法とは,運転管理上の 巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検,補修,取替え及 び改造等の保全を実施することをいう。

表132

マニュアル名称	関連条文
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷	第138条,第139条,第140条,第1
却設備等の運転・保守管理マニュアル	41条,第142条,第144条
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関	第145条,第146条,第149条
連設備の運転・保守管理マニュアル	
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュア	第147条,第148条
Jレ	
NE-55-7·1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守	第148条
管理要領	

(保守管理)

第132条

安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位 ごとに保全方式 ¹及び保全方法 ²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し, ごとに保全方式 ¹及び保全方法 ²を定めた保全計画(必要に応じて消耗品等の準備を含む)を策定し, これに基づき点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施するとともに,その結果を記録する。また,| これに基づき点検,補修,取替え及び改造等の保全を実施するとともに,その結果を記録する。また, 作業管理は「NQ-51-8作業管理マニュアル」に基づき実施する。

変更後

- 1:時間基準保全,状態基準保全又は事後保全をいう。
- 2:保全方式にあわせた保全方法を定める。なお,事後保全における保全方法とは,運転管理上の 巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検,補修,取替え及 び改造等の保全を実施することをいう。

表132

マニュアル名称	関連条文
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷	第138条,第139条,第140条,第1
却設備等の運転・保守管理マニュアル	41条,第142条,第144条
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関	第145条,第146条,第149条
連設備の運転・保守管理マニュアル	
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュア	第147条,第148条
ル	
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保	第148条
守管理要領	
FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マ	第138条,第140条,第141条,第1
<u>ニュアル</u>	43条,第144条,第146条
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の	第140条の2
<u>運用・保守管理マニュアル</u>	

・その他記載の適正化

・施設運営計画等の反 映による条文追加に伴 う組織・確認項目・マ ニュアル・条文番号の 変更

変更前	变更後	備	考
(原子炉注水系) 第138条 原子炉の状態を維持するにあたって,原子炉注水系「は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお,本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし,以下の場合は,運転上の制限を満足しないとはみなさない。 (1)原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために,計画的に常用原子炉注水系を一時停止し,非常用原子炉注水系により注水する場合。 (2)原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより,一時的に注水量増加量が1.0m³/hを超えた場合 (3)ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い,一時的に原子炉注水系を停止する場合 2.「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料ブール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,原子炉注水系を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 (1)当直長は,原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し,その結果を冷却第一	(原子炉注水系) 第138条 原子炉の状態を維持するにあたって,原子炉注水系「は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお,本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし,以下の場合は,運転上の制限を満足しないとはみなさない。 (1)原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために,計画的に常用原子炉注水系を一時停止し,非常用原子炉注水系により注水する場合。 (2)原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより,一時的に注水量増加量が1.0m³/hを超えた場合 (3)ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い,一時的に原子炉注水系を停止する場合 2.「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料ブール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」、「NM-51-5運転操作マニュアル」、「NM-51-6状態管理マニュアル」及び「NM-51-14定例試験マニュアル」に基づき,原子炉注水系を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次号を実施する。 (1)当直長は,原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し,その結果を品質・安全GMに通知する。 (2)品質・安全GMは,注水量の変更が必要な場合は,原子炉の状態に応じ,原子炉の冷却に必要な注水量を評価し,当直長に通知する。 (3)当直長は,原子炉注水系を運転し,原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに,原子炉の	・原子学に伴うる	- K設備等の
転している常用原子炉注水系及び必要な注水量を当直長に通知する。 (4)当直長は、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を冷却第一GM及び品質・安全GMに通知する。 (5)冷却第一GMは、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。 3.冷却第一GMは、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、品質・安全GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。 1:原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ボンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ(非常用ディーゼル発電機含む)の2系列をいう。	(4)当直長は,原子炉注水系の各設備について,表138-2に定める事項を確認する。 3.当直長は,原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限(原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く)を満足していないと判断した場合,「NM-51-5運転操作マニュアル」に基づき,表138-3の措置を講じる。また,品質・安全GMは,原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1	・その他記載	世の適正化

	変更前			变更後		備	考
表138-1			表138-1				
項目	運転上の制限		項目	運転上の制限			
原子炉圧力容器底部温度	80 以下 2		原子炉圧力容器底部温度	80 以下 2			
 格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 2が7	ないこと	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 2が	ないこと		
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保	呆されていること	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保			
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること 3		待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること 3			
任意の24時間あたりの注水量 ^は 加幅	曽 1.0m³/h以下 ⁴		任意の24時間あたりの注水量増 加幅	1.0m ³ /h 以下 ⁴			
視する温度指示値に上昇傾向が 使用済燃料プール冷却設備等の より実事象ではないと判断した	視する温度計指示値が上限値を超えたがある場合において,品質・安全GMが運転・保守管理マニュアル」に基づき場合には運転上の制限を満足していなとは原子炉の冷却に必要な注水量を確何いる。	、,「FS-57・CP-001 原子炉・ ,一時的な計器指示不良等に いとはみなさない。	視する温度指示値に上昇傾向があ 用済燃料プール冷却設備等の運転 り実事象ではないと判断した場合	はする温度計指示値が上限値を超えたる場合において,品質・安全GMがま・保守管理マニュアル」に基づき, はには運転上の制限を満足していない は原子炉の冷却に必要な注水量を確いる。	,「FS-57・CP-001原子炉・使 一時的な計器指示不良等によ とはみなさない。		
4:注水量の増加後において,操	作を伴わずに注水量が変動した場合 <u>は</u>	<u>除く</u> 。	 未臨界維持に必要なほう酸/J	操作を伴わずに注水量が変動した場合 《注入後に注水量を増加させた場合。 《として,2 4時間以内に注水量を増 《を注入する。	なお,至近のほう酸水注入後	・運転経験に 運転上の制限 化	
表138-2			表138-2				
Ţ	頁目	頻度	項	■	頻度		
1.非常用高台炉注水ポンプ(非常	常用ディーゼル発電機含む)が動作可	1ヶ月に1回	1.非常用高台炉注水ポンプ(非常)	用ディーゼル発電機含む)が動作可	1ヶ月に1回		
能であることを確認する。			能であることを確認する。				
2 . 純水タンク脇炉注水ポンプ(可能であることを確認する。	F常用ディーゼル発電機含む)が動作 のである。	1ヶ月に1回	2 . 純水タンク脇炉注水ポンプ(非) 可能であることを確認する。	常用ディーゼル発電機含む)が動作	1ヶ月に1回		

変更前		変更後			備考	
表138-3			表138-3			
条件	要求される措置 5	完了時間	条件	要求される措置 5	完了時間	
A .原子炉圧力容器底部温	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足さ	速やかに	A .原子炉圧力容器底部温	A 1 .当該温度について運転上の制限を満足さ	速やかに	
度又は格納容器内温度	せる措置を開始する。		度又は格納容器内温度	せる措置を開始する。		
が運転上の制限を満足			が運転上の制限を満足			
していないと判断した			していないと判断した			
場合			場合			
B .常用原子炉注水系が運	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足	速やかに現場	B .常用原子炉注水系が運	B 1 .常用原子炉注水系が運転上の制限を満足	速やかに現場	
転上の制限を満足しな	するように注水量を増加する又は待機中	対応を行う体	転上の制限を満足しな	するように注水量を増加する又は待機中	対応を行う体	
いと判断した場合	の原子炉注水ポンプを起動する。	制を整えた後	いと判断した場合	の原子炉注水ポンプを起動する。	制を整えた後	
		1 時間			1 時間	
C .待機中の非常用原子炉	C 1 非常用原子炉注水系1系列を動作可能な	速やかに	C .待機中の非常用原子炉	C 1 非常用原子炉注水系1系列を動作可能な	速やかに	
注水系が1系列もない	状態に復旧する措置を開始する。		注水系が1系列もない	状態に復旧する措置を開始する。		
場合			場合			
D .任意の24時間あたり	D 1 .任意の 2 4 時間あたりの注水量増加幅を	速やかに	D .任意の 2 4 時間あたり	D 1 .任意の 2 4 時間あたりの注水量増加幅を	速やかに	
の注水量増加幅が運転	制限値以内に復旧する措置を開始する。		の注水量増加幅が運転	制限値以内に復旧する措置を開始する。		
上の制限を満足してい			上の制限を満足してい			
ないと判断した場合			ないと判断した場合			
E .条件Bで要求される措	E 1 .原子炉への注水手段を確保し ,注水する	速やかに	E .条件Bで要求される措	E 1 .原子炉への注水手段を確保し ,注水する	速やかに	
置を完了時間内に達成	措置を開始する。		置を完了時間内に達成	措置を開始する。		
できない場合			できない場合			
	注水量を増加させる場合は , 任意の 2 4 時間あたますことを優先し , 注水量の増加後に未臨界であ			て注水量を増加させる場合は,任意の24時間あ 実すことを優先し,注水量の増加後に未臨界であ		・その他記載の適正化

	変更前		第一原丁/	変更後			備	考
			(非常用水源) 第139条 非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は,表139-1で定める事項を運転上の制限とする。					
2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき, 非常用水源を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次 号を実施する。			制限を満足していることを確	望認するため,次号を実施する		・原子炉泊の移管に伴	主水設備等 [:] う変更	
<u>G Mに通知</u> する。 3. <u>冷却第一</u> G Mは,非常用水	源の水位が第1項で定める運軸 ・使用済燃料プール冷却設備等	1ヶ月に1回確認 <u>し,その結果</u> 転上の制限を満足していないと の運転・保守管理マニュアル」	判断した場	3 . <u>発電</u> GMは,非常用水源の <u>冷却第一GMに報告し,冷却</u>	D水位が第1項で定める運転上	:の制限を満足していないと判断した場合 , 子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転		
表139-1				表139-1				
項目	運転」	上の制限		項目	運転.	上の制限		
非常用水源	表139-2に定める保存されていること	写水量(タンク水位)が確保		非常用水源	非常用水源 表 1 3 9 - 2 に定める保有水量 (タンク水位) が確保 されていること			
表139-2				表139-2				
	ろ過水タンク 1 基 ¹	純水タンク1基2			ろ過水タンク 1 基 ¹	純水タンク 1 基 ²		
保有水量(タンク水位)	916m³(1.9m)以上	663m³ (4.6m)以上		保有水量(タンク水位)	916m³ (1.9m)以上	663m³ (4.6m)以上	7 0 // +7	1# 0\ * T//
		Kタンクのうち , いずれか 1 基 クのうち , いずれか 1 基をいう	をいう			水タンクのうち , いずれか1基をいう <u>。</u> クのうち , いずれか1基をいう <u>。</u>	・その他記	!載の適正化
(省略)				(省略)				

変更前	京于刀宪竜所 原于炉施設保安規定受更比較表 変更後				
					-
	第140条の2			,原子力安	全・保安院
		×位及び水温は,表140の2-1で定める事エ	項を運転上の制限とする。	指示(平成2	
	<u></u>			12日付)	
	2 .「NM-51-5 運転操作マニュ	アル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に	基づき,使用済燃料共用プ		そ全確保の考
	ールの水位及び水温を管理す	するとともに,前項で定める運転上の制限を満	足していることを確認する	え方」に基っ	づく施設運営
	<u>ため,次号を実施する。</u>			計画に係る	報告書(その
	<u>(1)発電GMは,使用済燃料</u>	料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近	にあること並びに使用済燃	2)及び(そ	その3)に関
	料共用プールの水温が 6	65 以下であることを毎日1回確認する。		する保安規定	定の変更)
	3 . 発電GMは,使用済燃料共	共用プールの水位又は水温が第1項で定める運	転上の制限を満足していな		
	<u>いと判断した場合 ,「FS-57・</u>	ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保	守管理マニュアル」に基づ		
	き,表140の2-2の措置	<u> </u>			
	表140の2-1				
	<u>項 目</u>	運転上の制限			
	使用済燃料共用プールの水位	位 オーバーフロー水位付近にあること			
(な し)	使用済燃料共用プールの水流	温 65 以下			
	表140の2-2				
	<u>条件</u>	<u>要求される措置</u>	完了時間		
		1.使用済燃料共用プールの水位を回復する	<u>速やかに</u>		
		<u>措置を開始する。</u>			
	<u>制限を満足しないと</u> <u>及</u> で		>+ » /» /»		
		2 . 使用済燃料共用プール内での照射された	<u>速やかに</u>		
		燃料に係る作業を中止する。ただし,移動中 の燃料は所定の場所に移動する。			
		1.使用済燃料共用プールの水温を回復する	 <u>速やかに</u>		
		措置を開始する。	<u> ze r s re</u>		
	制限を満足しないと				
	<u>判断した場合</u>				

|--|

(使用済燃料プールー次系系統の漏えい監視)

第141条

使用済燃料プールー次系系統は,表141-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,使用済燃料プール│2.「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき,使用済燃料プール 一次系系統を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次 号を実施する。
- キマサージタンクの水位低下傾向により確認する。
- (2)当直長は ,(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には , 使用済燃料プール一次系 │(2)当直長は ,(1)において漏えいのおそれがあると判断した場合には , 使用済燃料プール一次系系 系統の巡視を行う。
- た場合,冷却第三GMに報告し,冷却第三GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設 | 備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。

表141-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プール	ー次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと
一次系系統	一人がが続い其市な順大い かないこと

1:「異常な漏えい」とは,使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低 下による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。

表141-2

条件	要求される措置	完了時間
A .使用済燃料プールー	A 1 . 使用済燃料プールの水位を回復させる措	速やかに
次系系統が運転上の	置を開始する。	
制限を満足しないと	及び	
判断した場合	A2.使用済燃料プール一次系系統を異常な漏	速やかに
	えいがない状態に復旧させる措置を開始す	
	る 。	

(使用済燃料プールー次系系統の漏えい監視)

第141条

使用済燃料プールー次系系統は,表141-1で定める事項を運転上の制限とする。

- 一次系系統を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため,次 号を実施する。
- (1)当直長は,使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はス│(1)当直長は,使用済燃料プール一次系系統に異常な漏えいがないことを毎日1回漏えい警報又はス キマサージタンクの水位低下傾向により確認する。
 - 統の巡視を行う。
- 3.当直長は,使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し│3.当直長は,使用済燃料プール一次系系統が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断し た場合,冷却第三GMに報告し,冷却第三GMは「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備 等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表141-2の措置を講じる。

表141-1

項目	運転上の制限
使用済燃料プール	ー次系系統の異常な漏えい ¹ がないこと
一次系系統	人が示説の英市な漏えい がないこと

1:「異常な漏えい」とは,使用済燃料プールからの自然蒸発や使用済燃料プール水の収縮(温度低下 による体積の減少)によるスキマサージタンク水位低下を超えるような水位低下現象をいう。ま |・運転経験に基づく た,現場の巡視点検等において,隔離が不可能であり,かつ漏えい拡大防止の措置が困難と判断|運転上の制限の明確 される漏えいが確認された場合も含む。

化

表141-2

条件	要求される措置	完了時間
A .使用済燃料プールー	A1.使用済燃料プールの水位を回復させる措	速やかに
次系系統が運転上の	置を開始する。	
制限を満足しないと	及び	
判断した場合	A 2 . 使用済燃料プール一次系系統を異常な漏	速やかに
	えいがない状態に復旧させる措置を開始す	
	る。	

(ほう酸水注入設備)

第142条

原子炉の状態を維持するにあたって,ほう酸水注入設備は,表142-1で定める事項を運転上の 制限とする。ただし,以下の期間は,運転上の制限を満足しないとはみなさない。

変更前

- (1)ほう酸水の注入準備から,注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお, 注入後は,速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。
- ほう酸水注入設備を管理するとともに , 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するた め,次の各号を実施する。
- (1)放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を冷却第一GMに通 知する。
- (2)冷却第一GMは,ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範囲内にあることを1 ヶ月に1回確認する。
- 3.冷却第一GMは,ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場 合,「FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,│3.当直長は,ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, 表142-2の措置を講じる。

表142-1

項目	運転上の制限
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範
はフ酸小土八畝哺	囲内にあること

表142-2

条件	要求される措置	完了時間
A.ほう酸水タンクの水位及び	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温	速やかに現場
温度が図142-1,2の範	度を図142-1,2の範囲内	対応を行う体
囲内にない場合	に復旧する。	制を整えた後
		8 時間
B. 条件 A で要求される措置	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保す	速やかに
を完了時間内に達成できな	る措置を開始する。	
い場合		

(省略)

(ほう酸水注入設備)

第142条

原子炉の状態を維持するにあたって,ほう酸水注入設備は,表142-1で定める事項を運転上の 制限とする。ただし,以下の期間は,運転上の制限を満足しないとはみなさない。

変更後

- (1)ほう酸水の注入準備から,注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお, 注入後は,速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。
- 2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,│2.「<u>NM-51-5 運転操作</u>マニュアル」<u>,「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-30 水質管理マニュ</u>│・原子炉注水設備等 アル」に基づき,ほう酸水注入設備を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を満足している「の移管に伴う変更 ことを確認するため、次の各号を実施する。
 - (1)放射線・化学管理GMは,ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し,その結果を当直長に通知する。
 - (2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1、2の範囲内にあることを1ヶ月に 1回確認する。
 - 「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき,表142-2の措置を講じる。

表142-1

項目	運転上の制限		
はる形が入れる	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1,2の範		
ほう酸水注入設備	囲内にあること		

表142-2

条件	要求される措置	完了時間
A . ほう酸水タンクの水位及び	A 1 . ほう酸水タンクの水位及び温	速やかに現場
温度が図142-1,2の範	度を図142-1,2の範囲内	対応を行う体
囲内にない場合	に復旧する。	制を整えた後
		8 時間
B. 条件Aで要求される措置	B 1 . ほう酸水の注入手段を確保す	速やかに
を完了時間内に達成できな	る措置を開始する。	
い場合		

(省略)

変更前	変更後	備	考
(未臨界監視)	(未臨界監視)		
第143条	第143条		
原子炉の未臨界を維持するにあたって, <u>1号炉の</u> 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能	原子炉の未臨界を維持するにあたって,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原		
濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器 , 2 号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期	子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表143-1で定める事項を運転上の制限とする。 <u>なお</u> ,	・設備の運	用開始又は
核種の放射能濃度,原子炉圧力容器底部の温度上昇率,モニタリングポスト及び可搬型モニタリン	本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用される。	復旧に伴う	变更
グポストの空間線量率,3号炉の原子炉圧力容器底部の温度上昇率,モニタリングポスト及び可搬			
型モニタリングポストの空間線量率は <u>,</u> 表143-1で定める事項を運転上の制限とする。			
2 . 1号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の	2.前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため ,「 <u>NM-51-6 状態管理</u> マニュアル」に		
放射線検出器 , 2 号炉の原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度 , 原子炉圧力容器底部	基づき, <u>次の各号</u> を実施する。		
<u>の温度上昇率,モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率,3号炉の原子炉</u>			
<u>圧力容器底部の温度上昇率,モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率が</u> 前			
項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため ,「 <u>FS-57・CP-001原子炉・使用済燃料</u>			
プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」(本条文においては,以下「当該マニュアル」と			
<u>いう。)</u> に基づき, <u>1号炉においては次の(1)及び(2)を実施し,2号炉においては次の(3)</u> ,			
<u>(4),(5)及び(6)を実施し,3号炉においては次の(3),(4)及び(6)</u> を実施する。			
(1)当直長は, <u>1号炉の</u> 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を,1時間に1回確認	(1)当直長は,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を,1時間に1回確認する。		
する。			
(2)当直長は, <u>1号炉の</u> 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作 <u>不能でない</u> ことを <u>(1)</u>	(2)当直長は,原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作 <u>可能である</u> ことを1時間に1回	・その他記録	載の適正化
<u>の指示により</u> 1時間に1回確認する。	確認する。		
(3)当直長は,定められた計器の指示値における原子炉圧力容器底部の温度 1を,1時間に1回			
記録し,記録から求めた温度上昇率が表143-2の制限値を超えた場合には,速やかにその結果			
<u>を品質・安全GMに通知する。</u>			
<u>(4)放射線安全GMは,モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率 1を1</u>			
時間に1回記録し,空間線量率が表143-2の制限値を超えた場合には,速やかにその結果を品			
<u>質・安全GMに通知する。</u>			
<u>(5)作業放射線管理GMは,2号炉の原子炉格納容器ガス管理設備で採取した原子炉格納容器内ガ</u>			
スの放射能分析により短半減期核種の放射能濃度を1週間に1回記録し,その結果を品質・安全G			
Mに通知する。			
<u>(6)品質・安全GMは,(3),(4)又は(5)の通知を受けた場合,その結果を評価し,運転上</u>			
<u>の制限を満足していることを確認 2 する。</u>			

3 . 当直長は , 原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度 <u>(1号炉のみ)が第1項で定める運</u>
転上の制限を満足していないと判断した場合,冷却第一GMに報告し,冷却第一GMは当該マニュ
<u>アルに基づき,表143-3の措置を講じる。また,当直長は,</u> 原子炉格納容器ガス管理設備の放
射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合, <u>当該</u> マニュアルに基
づき、表143-3の措置を講じる。

変更前

品質・安全GMは,原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度(2号炉のみ),原子炉圧 力容器底部の温度上昇率,モニタリングポスト又は可搬型モニタリングポストの空間線量率が第1 項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第一GMに報告し、冷却第一GM は当該マニュアルに基づき、表143-3の措置を講じる。

- 1:故障等により測定不能となった場合は除く。ただし,この場合においては,速やかに修理又は 代用品を補充する措置あるいは代替手段で監視する措置を開始すること。
- 2 : 次のいずれかの条件に該当し , 再臨界に至っていないと判断できる場合を除く。

原子炉注水系の注水量の減少等に伴う原子炉圧力容器底部温度の上昇 天候等に伴う空間線量率の上昇

表143-1

1 . 1号炉

項目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること
原子炉格納容器ガス管理設備	1 チャンネルが動作可能であること
の放射線検出器	

2 . 2 号炉

項 目	運転上の制限	
短半減期核種の放射能濃度	表143-2で定める制限値以下であること	
原子炉圧力容器底部	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値	
の温度上昇率	以下であること	
<u>モニタリングポスト及び</u>	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値	
可搬型モニタリングポスト	以下であること	
の空間線量率		

放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合 <u>「NM-51-6 状態管理</u>マ 復旧に伴う変更 ニュアル<u>」</u>に基づき,表143-<u>2</u>の措置を講じる。

変更後

・原子炉注水設備等 の移管に伴う変更

表143-1

項目	運転上の制限
短半減期核種の放射能濃度	<u>キセノン135の放射能濃度が 1Bq/cm³</u> 以下である
位十/成别权性V/X别能减反	こと
原子炉格納容器ガス管理設備	1 チャンネルが動作可能であること─ 1
の放射線検出器	

・その他記載の適正化

<u>1:動作可能であることとは,原子炉格納容器内の</u>ガスが原子炉格納容器ガス管理設備内に通気さ│・運転経験に基づく運 れ,短半減期核種の放射能濃度が監視可能であることをいう。

転上の制限の明確化

・設備の運用開始又は 復旧に伴う変更

変更前		变更後	備考
3 . 3号炉			・設備の運用開始又
項 目	運転上の制限		復旧に伴う変更
原子炉圧力容器底部	評価した温度上昇率が表143-2で定める制限値		
の温度上昇率	以下であること		
モニタリングポスト及び	評価した空間線量率が表143-2で定める制限値		
可搬型モニタリングポスト	以下であること		
の空間線量率			
₹143-2			
<u>. 1 号炉</u> 項 <u>目</u>	制限値		
<u> </u>	Xe135 1Bq/cc以下		
应十//纵朔//久性♥フ//ススフ1配/辰/攵	Xe133 Tbq/cc XX P		
2 号炉			
<u>項 目</u>	制限値		
短半減期核種の放射能濃度	Xe135 1Bq/cc 以下		
原子炉圧力容器底部	3.6 /h 以下及び14.0 /d 以下		
の温度上昇率			
<u>モニタリングポスト</u>	<u>(バックグランド ³+2μSv/h)以下</u>		
の空間線量率			
可搬型モニタリングポスト	<u>(バックグランド ³+2μSv/h)以下 ⁴</u>		
の空間線量率			
. 3号炉			
項 目	制限值		
原子炉圧力容器底部 の温度上昇率	3.6 /h 以下及び15.2 /d 以下		
モニタリングポスト の空間線量率	<u>(バックグランド ³+2μSv/h)以下</u>		
可搬型モニタリングポスト	<u>(バックグランド ³+2μSv/h)以下 ⁴</u>		
可搬型モニタリングポスト の空間線量率 3:雨天等の降下を除いた至近	近の空間線量率をバックグランドとする。 ピモニタリングポストは , 周囲の線量が高いため , 未臨界	<u>基準</u>	

変更前		变更後	備考	
1 4 3 - <u>3</u> . 1 号炉		表 1 4 3 - <u>2</u>	・設備の運用開始又に	
条件要求される措置	完了時間	条件要求される措置完了時間	復旧に伴う変更	
A.短半減期核種の放射 A1.ほう酸水を注入する措置を開始す 能濃度が運転上の制限 る。 を満足していないと判 断した場合	速やかに	A.短半減期核種の放射 A1.ほう酸水を注入する措置を開始す 速やかに 能濃度が運転上の制限 る。 を満足していないと判 断した場合		
B.動作可能である原子 B1.原子炉圧力容器底部の温度上昇率,	速やかに その後 1 時間に 1 回	B.動作可能である原子 B1.原子炉圧力容器底部の温度上昇率, 速やかに 炉格納容器ガス管理設 モニタリングポスト及び可搬型モニ その後 備の放射線検出器が1 タリングポストの空間線量率を記録 1時間に1回 し,その結果を品質・安全GMに通知	・その他記載の適正化	
<u>づき</u> , 品質・安全 G M に通知する。 及び B 2 .原子炉格納容器ガス管理設備の放射 線検出器を動作可能な状態に復旧す る措置を開始する。	速やかに	する。		
C.条件Bで要求されるC1.ほう酸水を注入する措置を開始す措置を実施中に,未臨る。界であることが確認できない場合	速やかに	C.条件Bで要求されるC1.ほう酸水を注入する措置を開始す速やかに措置を実施中に,未臨 界であることが確認で きない場合る。		
. 2号炉			 ・設備の運用開始又	
<u> </u>			復旧に伴う変更	
A.運転上の制限を満足 していないと判断した 場合A1.ほう酸水を注入する措置を開始す る。	<u>速やかに</u>			
3号炉				
条 件要求される措置A.運転上の制限を満足 していないと判断した 場合A.1.ほう酸水を注入する措置を開始する。 る。	<u>完了時間</u> <u>速やかに</u>			

福島第一原子刀発電所、原子炉施設保安規定変更比較表				
変更前	変更後	備考		
(<u>窒素ガス封入設備</u>)	(格納容器内の不活性雰囲気の維持機能)	・原子力安全・位	保安院	
第144条	第144条	指示(平成23年	12月	
<u>原子炉</u> 格納容器の <u>機能</u> を維持するにあたって,窒素ガス封入設備は,表144-1で定める事項を		12日付)に伴う	変更	
運転上の制限とする。なお,本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし,以下の場	項を運転上の制限とする。 <u>また,格納容器内の水素濃度の監視として,格納容器内水素濃度は表14</u>	(「中期的安全確	保の考	
合は,運転上の制限を満足しないとはみなさない。	4 - 1で定める事項を運転上の制限とする。なお,本条文は1号炉,2号炉及び3号炉のみ適用され	え方」に基づく施	設運営	
	る。ただし,以下の場合は, <u>窒素ガス封入設備に対する</u> 運転上の制限を満足しないとはみなさない。	計画に係る報告書	{(その	
(1)窒素ガス <u>分離装置</u> の点検,電源停止等のために,計画的に窒素ガス <u>分離装置</u> を一時停止し, <u>高台</u>		,,,,,,	-	
<u>窒素ガス分離装置により窒素ガスを封入</u> する場合。	<u>炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認</u> する場	する保安規定の変	更)	
(2)運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において,速やかに当該又は他の窒素ガス分離装置を	合。			
<u>起動させた</u> 場合。	(2)運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において,速やかに当該 <u>窒素ガス分離装置を再起動し</u>	・その他記載の適	i正化	
	<u>た場合</u> 又は他の窒素ガス分離装置 <u>に切り替えた</u> 場合。 <u>なお,窒素ガス分離装置を再起動する又は</u>			
	他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては,当直長は原子炉格納容器ガス管理設備			
	の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。			
2.「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,		・原子力安全・位	保安院	
	2 .「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき,室	指示(平成23年	12月	
め,次の各号を実施する。	素ガス封入設備 <u>及び原子炉格納容器ガス管理設備</u> を管理するとともに,前項で定める運転上の制限を	12日付)に伴う	変更	
(1)品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、冷却第二GMに通知す		(「中期的安全確	保の考	
る。	(1)品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、冷却第二GMに通知す	え方」に基づく施	設運営	
(2)冷却第二GMは,必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお,必要な窒	ర .	計画に係る報告書	∮(その	
素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。	(2)冷却第二GMは,必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお,必要な窒	2)及び(その3) に関	
(3)冷却第二GMは,運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入	素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。	する保安規定の変	更)	
する窒素の濃度が 99%以上であることを毎日 1 回確認する。	(3)冷却第二GMは,運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び封入			
(4)冷却第二GMは,表144-2に定める事項を確認する。 	する窒素の濃度が 99%以上であることを毎日 1 回確認する。			
	(4)冷却第二GMは,表144-2に定める事項を確認する。 			
	<u>(5)品質・安全GMは,原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合,表144-1に定め</u>			
	<u>る格納容器内水素濃度を満足するため,原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを</u>			
	考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し,冷却第二GMに通知する。 			
	<u>(6)冷却第二GMは,原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管</u>			
	理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する ¹ 。			
	1 :原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度			
	が確認できない場合には,次の事項を実施する。			
	_ 冷却第二GMは,速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。_			
	_ 冷却第二GMは,窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。_			
	_ 品質・安全GMは,格納容器内水素濃度を評価し,冷却第二GMに通知する。_			
	であることを確認する。			
	<u>冷却第二GMは,原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス</u>			
	<u>管理設備の水素濃度が確認できない場合,速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器</u>			
	を復旧する措置を開始する。			
		I		

3.冷却第二GMは,窒素ガス封入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場|3.冷却第二GMは,窒素ガス封入設備<u>又は格納容器内水素濃度</u>が第1項で定める運転上の制限を満足|・原子力安全・保安院

表144-3の措置を講じる。

変更前

表144-1

項目	運転上の制限
	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガ
窒素ガス封入設備	ス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含
	む)が動作可能であること

表144-2

項目	頻度
高台室素ガス分離装置(高台室素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含	1ヶ月に1回
む)が動作可能であることを確認する。	

表144-3

条件	要求される措置	完了時間
A .運転中の窒素ガス分	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする	速やかに
離装置が1台もない	措置を開始する。	
場合(ただし,速やか	及び	
に窒素ガス分離装置	A 2 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動	速やかに
を起動させた場合を 作可能な状態に復旧する措置を開始する。		
除く)		
B .高台窒素ガス分離装	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分	速やかに
置が動作不能の場合	離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作	
	可能な状態に復旧する措置を開始する。	

合 ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき , していないと判断した場合 ,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理 指示(平成23年12月 マニュアル」に基づき,表144-3の措置を講じる。

変更後

表144-1

項目	運転上の制限				
	窒素ガス分離装置1台が運転中であること及び高台窒素ガ				
窒素ガス封入設備	ス分離装置(高台窒素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含				
	む)が動作可能であること				
格納容器内水素濃度	2.5%以下				

表144-2

項目	頻度
高台室素ガス分離装置(高台室素ガス分離装置用ディーゼル発電機を含	1ヶ月に1回
む)が動作可能であることを確認する。	

表144-3

条件	要求される措置	完了時間
A .運転中の窒素ガス分	A 1 .高台窒素ガス分離装置を運転状態とする	速やかに
離装置が1台もない	措置を開始する。	
場合(ただし,速やか	及び	
に窒素ガス分離装置	A 2 少なくとも1台の窒素ガス分離装置を動	速やかに
を <u>再</u> 起動させた場合	作可能な状態に復旧する措置を開始する。	
又は切り替えた場合		
を除く)		
B .高台窒素ガス分離装	B 1 .高台窒素ガス分離装置(高台窒素ガス分	速やかに
置が動作不能の場合	離装置用ディーゼル発電機を含む)を動作	
	可能な状態に復旧する措置を開始する。	
C .格納容器内水素濃度	C 1 格納容器内水素濃度を制限値以内に復旧	速やかに
が運転上の制限を満	する措置を開始する。	
足していないと判断		
<u>した場合</u>		

12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)

備 考

・その他記載の適正化

・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営 計画に係る報告書(その 2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)

	変更前			变更後		備考
(外部電源)			(外部電源)			
第147条			第147条			
(中略)			(中略)			
表 1 4 7 - 2			表 1 4 7 - 2			
条件	要求される措置	完了時間	条件	要求される措置	完了時間	
A .動作可能である外部	A 1 .外部電源を 2 系列動作可能な状態に復旧	速やかに	A .動作可能である外部		速やかに	
電源が1系列のみの	する措置を開始する。		電源が1系列のみの			
場合	及び		場合	及び		
	A 2 . 非常用ディーゼル発電機 ² 1 台が動作	速やかに		A 2 . 非常用ディーゼル発電機 ² ─3 1 台が動	速やかに	・保安検査における気
	可能であることを ,当該設備が機能すること			作可能であることを ,当該設備が機能するこ		付き事項の反映に伴う
	を示す至近の記録により確認する。			とを示す至近の記録により確認する。		変更
	及び			及び		
	A 3 . 非常用ディーゼル発電機 ² からの電源	速やかに		A 3 . 非常用ディーゼル発電機 ² — ³ からの電	速やかに	
	供給のために必要な交流高圧電源母線が受			源供給のために必要な交流高圧電源母線が		
	電可能となる措置を開始する。			受電可能となる措置を開始する。		
B .動作可能である外部	B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧	速やかに	B.動作可能である外部	B 1 .外部電源を1系列動作可能な状態に復旧	速やかに	
電源が1系列もない	する措置を開始する。		電源が1系列もない	する措置を開始する。		
場合	及び		場合	及び		
	B2.1.非常用ディーゼル発電機 ² により	速やかに		B 2 . 1 . 非常用ディーゼル発電機 ² ─³によ	速やかに	
	電力を供給する措置を開始する。			り電力を供給する措置を開始する。		
	又は			又は		
	B 2 . 2 . 第 1 3 8 条で要求される設備に対し	速やかに		B 2 . 2 . 第 1 3 8 条で要求される設備に対し	速やかに	
	て電源車により電力を供給する措置を開始			て電源車により電力を供給する措置を開始		
	する。			する。		・設備の運用開始又は
2:本条における「非常	。 用ディーゼル発電機」とは , 5 号炉又は 6 号炉の)非常用ディーゼル発電機を	2:本条における「非常	常用ディーゼル発電機」とは, <u>所内共通ディーゼ</u>		復旧に伴う変更
いう。			の非常用ディーゼル	レ発電機をいう。		
			3:当直長は,5号炉2	及び6号炉の非常用ディーゼル発電機が待機状態	<u>であることを,当該設備が機</u>	・保安検査における気
			能することを示す	至近の記録により1ヶ月に1回確認する。		付き事項の反映に伴う
			また , 5 / 6 号炉の	D当直長は,5号炉又は6号炉の非常用ディーゼ	ル発電機を待機除外にする場	変更
			合には,当直長に近	<u> </u>		

変更前	变更後	備	考
第 4 節 放射性廃棄物管理	第4節 放射性廃棄物管理		
(放射性廃棄物管理) 第149条 水処理第三GMは,次に定める放射性廃棄物の種類に応じて,「FS-57・WT-001高レベル放射性滞留 水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき,それぞれ定められた施設に貯蔵する。 (1)セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は,使用済セシ ウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設) に貯蔵する。 (2)除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は,廃スラッジ貯蔵施設(造粒固 化体貯槽又は廃スラッジー時保管施設)に貯蔵する。	水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、それぞれ定められた施設に貯蔵する。 (1)セシウム吸着装置及び第二セシウム吸着装置で使用した吸着塔(使用済吸着塔)は、使用済セシウム吸着塔保管施設(使用済セシウム吸着塔仮保管施設又は使用済セシウム吸着塔一時保管施設)に貯蔵する。 (2)除染装置の凝集沈殿装置で発生した凝集沈殿物(廃スラッジ)は、廃スラッジ貯蔵施設(造粒固化体貯槽又は廃スラッジ一時保管施設)に貯蔵する。	・その他記	戴の適正化
アル」に基づき,次の事項を確認するとともに,その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。 (1)使用済セシウム吸着塔保管施設における使用済吸着塔の貯蔵量を確認するとともに,必要となる 貯蔵可能容量が確保されていることを1週間に1回確認する。	ప .		

変更前	变更後	備考
	<u>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理)</u>	
	<u>第149条の2</u>	・原子力安全・保安院
	1号炉,2号炉,3号炉,4号炉,5号炉及び6号炉を含めた発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇	指示(平成23年12月
	所で発生した瓦礫等 ¹ について,廃棄物管理GM又は放射線防護管理GMは「FS-57・RE-002 福島第一	12日付)に伴う変更
	原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき,以下の事項を実施する。	(「中期的安全確保の考
	(1)廃棄物管理GMは,仮設保管設備 ² ,固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び覆土式	 え方」に基づく施設運営
	一時保管施設 3 を含む発電所内の一時保管エリアについて,柵,ロープ等により区画を行い,人が	 計画に係る報告書(その
	<u>みだりに立ち入りできない措置を講じる。また,遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</u>	2)及び(その3)に関
	<u>(2)放射線防護管理GMは,臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて,柵,ロープ等により区</u>	する保安規定の変更)
	<u>画を行い,人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また,遮へいが効果的である場合は遮へ</u>	
	<u>いを行う。</u>	
	2.安定化センター各GM又は各GMは、「FS-57・RE-002福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」	
	に基づき,次に定める瓦礫等の種類に応じて,回収したものを一時保管エリアに運搬する。また,切断	
	等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。	
	(1)発電所敷地内で発生した瓦礫類 ⁴ (原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類を	
	除く)は、安定化センター各GM又は各GMが、瓦礫類の線量率を測定し、その線量率に応じて、	
	廃棄物管理 G M があらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備,貯蔵庫,覆土	
(な し)		
	類は,安定化センター各GM又は各GMが,瓦礫類の線量率を測定し,その線量率に応じて,廃棄	
	物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備,覆土式一時保管施	
	設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。なお,高線 <u>量</u> 率の瓦礫類を確認した場合は,廃	
	<u>棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じた指定に従い,容器に収納して発電所内の</u>	
	一時保管エリア又は貯蔵庫に運搬するか,遮へい機能を有する発電所内の一時保管エリアに運搬す	
	<u>る。</u>	
	<u>(3)周囲への汚染拡大の影響の恐れのある瓦礫類は,廃棄物管理GMが定める線量率の目安値を超え</u>	
	る場合には,安定化センター各GM又は各GMが,仮設保管設備,覆土式一時保管施設又は遮へい	
	機能を有した発電所内の一時保管エリアに運搬するか,容器に収納して発電所内の一時保管エリア	
	<u>に運搬するか,発電所内の一時保管エリアに運搬してシートで養生する等の措置を講じる。</u>	
	<u>(4)発電所において発生した使用済保護衣等 5は,廃棄物管理GMが,袋又は容器に収納して発電所</u>	
	<u>内の一時保管エリアに運搬する。なお,廃棄物管理GMは圧縮等をすることができる。</u>	
	<u>(5)臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は,放射線防護管理GMが,袋又は容器に</u>	
	収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお,放射線防護管理GMは圧縮等を	
	することができる。	
	(6)伐採木は,安定化センター各GM又は各GMが,発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。そ	
	<u>の際には積載制限,通気性確保等の防火対策を講じる。</u> 	
		<u> </u>

変更前	变更後	備	考
	3.廃棄物管理GM又は放射線防護管理GMは,「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マ		
	ニュアル」に基づき,次の事項を確認するとともに,その結果異常が認められた場合には必要な措置	・原子力安:	全・保安院
	<u>を講じる。</u>	指示(平成2	23年12月
	(1)廃棄物管理GMは,仮設保管設備,貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管工	12日付)に	こ伴う変更
	リアにおける瓦礫類,使用済保護衣等,伐採木の一時保管状況を確認するために,1週間に1回一	(「中期的安	全確保の考
	時保管エリアを巡視するとともに,1ヶ月に1回一時保管量を確認する。	え方」に基づ	びく施設運営
	(2)放射線防護管理GMは,臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保	計画に係る幸	暇告書(その
	<u>管状況を確認するために,1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに,1ヶ月に1回一時保</u>	2)及び(そ	その3)に関
	<u>管量を確認する。</u>	する保安規定	定の変更)
	(3)廃棄物管理GMは,覆土式一時保管施設において,覆土完了後,槽内の溜まり水の有無を定期的		
	に確認し,溜まり水が確認された場合には回収する。		
	(4)廃棄物管理GMは,仮設保管設備,貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管工		
	<u>リアにおける瓦礫類,使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空気中放射</u>		
	性物質濃度を定期的に測定するとともに,線量率測定結果を表示する。		
	<u>(5)放射線防護管理GMは,臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保</u>		
	<u>管エリアの空間線量率並びに空気中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに,線量率測定結果</u>		
	<u>を表示する。</u>		
(な し)			
	1:瓦礫等とは,瓦礫類,使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下,本条において同じ。		
	2:仮設保管設備とは,瓦礫等を一時保管する設備のうち,テント,蛇腹ハウス及び雨天練習場等の		
	<u>屋根を設置したものをいう。以下,本条において同じ。</u>		
	<u>3:覆土式一時保管施設とは,線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をい</u>		
	<u>う。以下,本条において同じ。</u>		
	4: 瓦礫類とは,発電所敷地内において,今回の地震,津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに		
	放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいう。以下,本条において同じ。		

变更前						備	考
	(気体廃棄物の管理)						
	<u>第149条の4</u>					・原子力安	全・保安院
	気体廃棄物の放出管理について ,「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき ,次の事				指示(平成2	23年12月	
	<u>項を実施する。</u>				12日付)	こ伴う変更	
	<u>(1)環境モニタリングGMは,表149の4-1に定める項目について,同表に定める頻度で測定し</u>				<u> 預度で測定し ,</u>	(「中期的安	全確保の考
	その結果を放射線・	化学管理GMに通知する。				え方」に基つ	びく施設運営
	(2)放射線・化学管理 G	Mは,表149の4-1の放	対出箇所から放出:	された粒子状の放	射性物質の敷	計画に係る報	報告書(その
	地境界における空気	中の濃度の3ヶ月平均値が	法令に定める周辺	<u> 辺監視区域外にお</u>	ける空気中の	2)及び(そ	その3)に関
	濃度限度を下回るこ	とを確認する。				する保安規定	定の変更)
		Mは,表149の4-1の放		された粒子状の放	<u>射性物質の放</u>		
	-	目標値を下回ることを確認す					
		<u>の4-2の放出箇所から放射</u>	付性物質を含む空気	<u>気を放出する場合</u>	<u>は,ダスト放</u>		
		<u>放射線モニタを監視する。</u>	14 2 E D L O L O				
		Mは,表149の4-3に定 ルヴ等環のMに済知する	のる項目についく	. , 回表に正のる別	<u>貝度で測定し ,</u>		
		<u>化学管理GMに通知する。</u>	カリ笠氏にもいて	粒マ状の抗射性	物质迪帝仁方		
	意な上昇傾向が無い	Mは,表149の4-3の放ことを確認する	X山国別にのいて	<u>,和工工工人(2)//X 另外主</u>	<u> 物貝辰反に角</u>		
	<u> 思る工弁限門が無い</u>						
	表149の4 - 1						
(なし)	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度			
		粒子状物質	試料放射能				
	カバー排気設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	<u>1ヶ月に1回</u>			
	1号炉格納容器	<u>粒子状物質</u>	試料放射能		-		
	ガス管理設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	<u>測定装置</u>	<u>1ヶ月に1回</u>			
	2号炉原子炉建屋	粒子状物質	試料放射能	4 . 0 . 4 . 0	-		
	ブローアウトパネル部	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	<u>1ヶ月に1回</u>			
	2号炉格納容器	<u>粒子状物質</u>	試料放射能				
	ガス管理設備出口	(主要ガンマ線放出核種)	<u>測定装置</u>	<u>1ヶ月に1回</u>			
			試料放射能	. 5	-		
	<u>上部</u>	(主要ガンマ線放出核種)	<u>測定装置</u>	<u>1ヶ月に1回</u>			
	3 号炉格納容器	粒子状物質	試料放射能		1		
	ガス管理設備出口	 <u>(主要ガンマ線放出核種)</u>		<u>1ヶ月に1回</u>			
		<u> </u>	l	1	J		

变更前		变更征				備	考
	表149の4-2						
	放出箇所		計測器種	類	監視頻度	・原子力安	全・保安院
	1号炉原子炉建屋						23年12月
	カバー排気設備出口	<u>粒子状物質</u>	<u>ダスト放射線</u>	モニタ	<u>常時</u>		に伴う変更
			ダスト放射線	モニタ			安全確保の考
		 希ガス	ガス放射線モニ		<u>常時</u>	-	づく施設運営
		 粒子状物質	ダスト放射線				報告書(その
	 	<u>ーーーー</u> <u>希ガス</u>	ガス放射線モ		<u>常時</u>		その3)に関
		 粒子状物質	ダスト放射線			する保安規	定の変更)
		<u>ーー・・・・・・・</u> 希ガス	ガス放射線モ		<u>常時</u>		
		1,0000	707 (DASSING C	<u> </u>			
	表149の4-3						
	放出箇所	測定項目	計測器種類	測	定頻度		
	建屋内地上部開口部	粒子状物質	試料放射能	<u>1ヶ月</u> 1			
	<u> </u>	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置				
	<u>汚染水処理設備・貯留</u>		試料放射能	除染装	置運転時 <u></u>		
	設備のうち除染装置及	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置		棄物受入時		
	び造粒固化体貯槽	<u> </u>	<u></u>	1.54 5 1.55	131.32 37 3		
(なし)	使用済燃料共用プール	粒子状物質	試料放射能	使用済	燃料取扱い		
	オペフロ階	(主要ガンマ線放出核種)	測定装置	<u>時</u>			
				J 			

変更前			:				備	考
変更前	第149条の 放射線・化 - 1に定め を5/6号 (1)排気筒 月平均 (2)排気筒 出管理	Part	「FS-57・RE-001 気体 , 同表に定める頻度 知する。 気体廃理物の放域よう。 気体の放域よう。 対の放域よう。 対の放域よう。 対の放域よう。 対の放域よう。 対の放域よう。 対の放域よう。 がから、ようないである。 を対して、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	本の廃棄物の管理で で測定し,次の事 よる周辺監視区均における空気中の 素131)の放出 ・ 放出する場合は, 計測器種類 排気筒モニタ 試料放射能 測定装置	マニュアル」に基づき、表 項を管理する。また、測 外の空気中の放射性物質 濃度限度を超えないこと。 量が、表149の5-2 排気筒等より放出し、排 <u>測定頻度</u> 常時 (建屋換気空調系運 転時) 1週間に1回 (建屋大田) 宮時) 1週間に1回 (非常用ガス処理系 運転時)	定した結果 濃度の3ヶ ー に定める放	・原子力安 指示(平成 2 1 2 日付) I (「中期的安 え方」に基づ 計画に係る事	全・保安院 23年12月 に伴う変更 安全確保の考 づく施設運営 報告書(その その3)に関
		<u>・5 号炉</u> 非常用ガス 処理系	放出核種)希ガス濃度よう素 131 濃度粒子状物質濃度(主要ガンマ線		<u>常時</u> (非常用ガス処理系 運転時)			
	放射性	- 2 項 目 気体廃棄物 希ガス よう素 131	2 . 8 × 1	<u>管理目標値</u> 0 ^{1 5} B q / 年 0 ^{1 1} B q / 年				

変更前			変更後			備	考
	<u>(放出管理用計測器の</u>	<u>管理)</u>					
	第149条の6					・原子力安全	È・保安院
		RE-001 気体の廃棄物の管	理マニュアル」に基づき,	,表149の6に	定める放出管		
			する。ただし,故障等によ			12日付)に	
	修理又は代替品を補充	<u>する。</u>				(「中期的安全	
						え方」に基づく	
	表149の6					計画に係る報	告書(その
	<u>分類</u>	計測器種類	<u>所管 G M</u>	数 量		2)及び(その	の3)に関
	放射性気体廃棄物	排気筒モニタ	<u>計測制御GM</u>	<u>3台</u>		する保安規定	の変更)
	放出管理用計測器	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	<u>1台 ¹</u>			
	1:表160の試	 料放射能測定装置と共用					
(な し)							

変更前	变更後	備	考
	第 5 節 放射線管理		
		・原子力安全	全・保安院
	(管理対象区域の設定及び解除)	指示(平成2	
		12日付)に	
		(「中期的安全	全確保の考
	2 . 放射線・化学管理GMは ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,	え方」に基づ	く施設運営
	管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他 標識を設けることによって明らかに他の場所と区	計画に係る報	告書(その
	別する。ただし,管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって,周辺監視区域境界	2)及び(そ	の3)に関
	に第156条の措置を講じる場合は,この限りでない。	する保安規定	の変更)
	3 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,		
	管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。		
	4 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,		
	添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において表150に示す作業を行う場合		
	で,3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって,放		
	射線・化学管理GMは目的 , 期間及び場所を明らかにするとともに , あらかじめ法令に定める管理区		
	域に係る条件を満足できることを確認する。なお , 当該エリアを元に戻す場合についても , 放射線・		
	化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。		
	5 . 放射線・化学管理GMは ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,		
(なし)	第4項以外で,建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は,主任技術者		
	の確認を得て , 所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって , 放射線・化学管理 G		
	Mは目的 ,期間及び場所を明らかにするとともに ,あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満		
	足できることを確認する。なお,当該エリアを元に戻す場合についても,放射線・化学管理GMはあ		
	らかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し ,主任技術者の確認を得て ,所		
	長の承認を得る。		
	6 . 放射線・化学管理 G M は , 第 5 項にかかわらず ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マ		
	ニュアル」に基づき,緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって,		
	放射線・化学管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。		
	7 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,		
	第6項における管理対象区域を設定した場合は,設定後において,目的,期間及び場所を明らかに		
	<u>し,主任技術者の確認を得て,所長の承認を得る。なお,当該エリアを元に戻す場合についても,</u>		
	<u>あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線・化学管理GMが確認し,</u>		
	主任技術者の確認を得て,所長の承認を得る。		
		<u> </u>	

変更前	変更後	備考
(\$ U)	表150	・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)

変更前	変更後	備	考
	(管理区域の設定及び解除)		
	第150条の2	・原子力安全	全・保安院
		指示(平成2	
		12日付)に	伴う変更
	理区域を壁,柵等の区画物によって区画する他,標識を設けることによって明らかに他の場所と区別	(「中期的安全	全確保の考
	する。ただし,壁,柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって,管理対象区域境界に第	え方」に基づ	く施設運営
	150条第2項の措置を講じる場合は,この限りでない。	計画に係る報	告書(その
	3.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管	2)及び(そ	の3)に関
	理区域の解除を行う場合は,法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。	する保安規定	の変更)
	4 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき , 添		
	付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて,表150の2に示す作		
	業を行う場合で,3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあた		
	って,放射線・化学管理GMは目的,期間及び場所を明らかにするとともに,あらかじめ法令に定め		
	<u>る管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお,当該エリアを元に戻す場合についても,</u>		
	放射線・化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。		
	5.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,第		
	4項以外で,一時的に管理区域を設定又は解除する場合は,主任技術者の確認を得て,所長の承認を		
	得て行うことができる。設定又は解除にあたって,放射線・化学管理GMは目的,期間及び場所を明		
(な し)	らかにするとともに,あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。な		
	<u>お,当該エリアを元に戻す場合についても,放射線・化学管理GMはあらかじめ法令に定める管理区</u>		
	域に係る条件を満足できることを確認し,主任技術者の確認を得て,所長の承認を得る。		
	6.放射線・化学管理GMは,第5項にかかわらず,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニ		
	ュアル」に基づき,緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって,放射線・		
	<u>化学管理GMは法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</u>		
	7.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,第		
	<u>6 項における管理区域を設定した場合は,設定後において,目的,期間及び場所を明らかにし,主任</u>		
	<u>技術者の確認を得て,所長の承認を得る。なお,当該エリアを元に戻す場合についても,あらかじめ</u>		
	法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを放射線・化学管理GMが確認し,主任技術者の		
	確認を得て,所長の承認を得る。		
		<u> </u>	

変更前	变更後	備考
(\$ U)	表150の2 ダンク点検等 ポンプ点検等 配管点検等 空間点検等 計測器類点検等 監視カメラ点検等 庫・シャッター修理他作業 清掃作業 建物補修 搬出入作業 物品の仮置	・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)

			考
	<u>(管理対象区域内における区域区分)</u>		
		・原子力安全	全・保安院
	放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管	指示(平成2	3年12月
	<u>理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。</u>	12日付)に	:伴う変更
	2 . 管理区域と管理区域を除く区域は,添付2-1に示す区域とする。	(「中期的安	全確保の考
	3 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,	え方」に基づ	く施設運営
	一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は,目的,期間及び場所を明らかにする。	計画に係る報	告書(その
		2)及び(そ	の3)に関
		する保安規定	の変更)
(な し)			

変更前	変更後	備	考
	(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分)		
	<u>第151条の2</u>	・原子力安全	・保安院
	放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管	指示(平成25	3年12月
	理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。	12日付)に	伴う変更
	(1)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのな	(「中期的安全	全確保の考
	<u>い区域(以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。)</u>	え方」に基づく	〈施設運営
	(2)表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超	計画に係る報	告書(その
	<u>えるおそれのある区域</u>	2)及び(その	か3)に関
	2.汚染のおそれのない管理対象区域は,添付2-1に示す区域とする。	する保安規定(の変更)
	3.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,一		
	時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は,目的,期間及び場所を明らかにするとともに,あら		
	かじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお,当該エリアを元の区域区分に戻す場		
	<u>合についても,放射線・化学管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u>		
	4.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,汚		
	染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は,第1項(2)で定め		
	<u>る区域への入口付近に注意事項を掲示する。</u>		
	5.放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マ		
	ニュアル」に基づき , 汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度		
(な し)	が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は,直ちに当該箇所を区画,第1項(2)に定める		
	区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていな		
	いことを確認する。_		

変更前	变更後	備	考
	<u>(管理区域内における区域区分)</u>		
	第151条の3	・原子力安全	全・保安院
	放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管	指示(平成2	3年12月
	理区域を次のとおり区分することができる。	12日付)に	伴う変更
	<u>(1)表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのな</u>	(「中期的安:	全確保の考
	<u>い区域(以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</u>	え方」に基づ	く施設運営
	(2)表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超	計画に係る報	告書(その
	<u>えるおそれのある区域</u>	2)及び(そ	の3)に関
	2.汚染のおそれのない管理区域は,添付2に示す区域とする。	する保安規定	の変更)
	3.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,一		
	時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は,目的,期間及び場所を明らかにするとともに,あら		
	かじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお,当該エリアを元の区域区分に戻す場		
	<u>合についても,放射線・化学管理GMはあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</u>		
	4.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,汚		
	染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は,第1項(2)で定める区		
	<u>域への入口付近に標識を設ける。</u>		
(な し)			

変更前	変更後	備	考
	(管理対象区域内における特別措置)		
	第152条	・原子力安全	全・保安院
	管理対象区域内における特別措置が必要な区域は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マ	指示(平成2	3年12月
	<u>ニュアル」に基づき,次に示す区域とする。</u>	12日付)に	:伴う変更
	<u>(1)放射線レベルが高い場所</u>	(「中期的安全	全確保の考
	<u>(2)放射線レベルが確認されていない場所</u>	え方」に基づ	く施設運営
	<u>(3)滞留水を貯留する場所</u>	計画に係る報	告書(その
	2 . 安定化センター各GM又は各GMは,第1項に定める各区域について,「NM-58福島第一原子力発電	2)及び(そ	の3)に関
	所放射線管理基本マニュアル」に基づき,次の措置を講じる。	する保安規定	の変更)
	(1)放射線・化学管理GMは,管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に,第1項(1)及び(2)		
	<u>に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他,作業者以外が立ち入る可能性及び</u>		
	措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措		
	<u>置を講じる。</u>		
	<u>(2)安定化センター各GM又は各GMは,汚染の広がりを防止するため,第1項(3)の区域から</u>		
	退出する場合及び物品等を持ち出す場合は,更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。		
	3.安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に		
	基づき,管理対象区域内で作業を行う場合,作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措		
	置を立案するとともに,第1項の区域内で作業を行う場合は,放射線防護上の措置について放射線・		
(な し)	化学管理GM又は作業放射線管理GMのレビューを受ける。		

変更前	変更後	備	考
	(管理区域内における特別措置)		
	<u>第152条の2</u>	・原子力安全	全・保安院
	放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管	指示(平成2	3年12月
	理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は,標識を設けて他の場所と区別す	12日付)に	に伴う変更
	<u>る他,区画,施錠等の措置を講じる。ただし,放射線等の危険性が低い場合は,この限りでない。</u>	(「中期的安	全確保の考
	(1)外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト	え方」に基づ	びく施設運営
	(2)空気中の放射性物質濃度又は床,壁,その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が,法令	計画に係る幇	吸告書(その
	に定める管理区域に係る値の10倍	2)及び(そ	6の3)に関
	2 . 安定化センター各GM又は各GMは ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に	する保安規定	官の変更)
	基づき,第1項の区域内で作業を行う場合,作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措		
	置を立案し,放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMのレビューを受ける。ただし,巡視・点		
	検その他定型化され,別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は,この限りでない。		
	3 . 安定化センター各GM又は各GMは,汚染の広がりを防止するため,「NM-58 福島第一原子力発電所		
	放射線管理基本マニュアル」に基づき,第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す		
	場合は,更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。		
	4.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,床・		
	壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合,		
	管理区域内における特別措置は第152条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とす		
(な し)	<u>る。</u>		

変更前	变更後	備	考
	(管理対象区域への出入管理)		
	第153条	・原子力安	:全・保安院
	保健安全GMは,「NK-58-1福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき,管理対象		23年12月
	<u>区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</u>	12日付)	
			にロッタス 安全確保の考
	(2) 一時立入者:放射線業務従事者以外の者であって,放射線業務従事者の随行により管理対象区	,	で、主催体のも
	域に一時的に立入る者		
	(3)経済産業省告示第二百三十五号附則2に示す緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリ		報告書(その
	シーベルトを超えるもののうち,当該作業に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を		その3)に関
	有するもので,後任者を容易に得ることができないもの(以下「経過措置対象者」という。)	する保安規定	定の変更)
	2 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき , 第		
	理GMが,あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え,車両が通過する出入管		
	理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限り		
	でない。		
	3.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管		
	理対象区域の出入管理箇所又は臨時の出入管理箇所において,人の出入り等を監視する。ただし,		
	 防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び放		
	射線防護管理GM又は作業放射線管理GMが発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の		
	出入り等を監視する場合はこの限りでない。		
(なし)	4 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき ,第		
	3項以外の出入口には,施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし,管理対象区		
	域を周辺監視区域と同一とした場合であって,防護管理 G M が周辺監視区域境界に柵を設ける又は		
	標識を掲げる場合は,この限りでない。		
	5 . 放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき , 管		
	理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が , 法令に定める表面		
	密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。		
	6.放射線レベルが高いため放射線・化学管理GMが第5項の措置を講じることができない場合,放		
	射線・化学管理GM,放射線防護管理GM又は作業放射線管理GMは,「NM-58 福島第一原子力発電		
	所放射線管理基本マニュアル」に基づき,臨時の出入管理箇所において,管理対象区域から退出する		
	者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が,スクリーニングレベル 1を超えないような		
	<u>措置を講じる。</u>		
	7.放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マ		
	ニュアル」に基づき,第151条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移		
	<u>動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が,バックグラウンドを超え</u>		
	ないような措置を講じる。		
	 1:スクリーニングレベルとは,原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベ		
	ル (平成 23 年 9 月 16 日付・原子力非常災害対策本部長通知)をいう。以下,第161条にお		
	<u>バて同じ。</u>		

变更前	变更後	備考
	(管理区域への出入管理)	
	第153条の2	・原子力安全・保安院
	管理区域への出入管理は,第153条に定める管理対象区域への出入管理と同一とする。	指示(平成23年12月
		12日付)に伴う変更
		(「中期的安全確保の考
		え方」に基づく施設運営
		計画に係る報告書(その
		2)及び(その3)に関
		する保安規定の変更)
(な し)		

変更前	変更後	備	考
	(管理対象区域出入者の遵守事項)		
	第154条	・原子力安全	全・保安院
	放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管	指示(平成2	3年12月
	理対象区域に出入りする安定化センター員及び所員に,次の事項を遵守させる措置を講じる。	12日付)に	伴う変更
	<u>(1)出入管理箇所を経由すること。ただし,放射線・化学管理GMの承認を得て,その指示に従う場</u>	(「中期的安	全確保の考
	合は , この限りでない。_	え方」に基づ	く施設運営
	(2)管理対象区域に立入る場合は,個人線量計を着用すること。ただし,一時立入者又は経過措置対	計画に係る軒	告書(その
	象者であって保健安全 G M の指示に従う場合は , この限りでない。	2)及び(そ	の3)に関
	(3)管理対象区域に立入る場合は,所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし,下記のいずれ	する保安規定	三の変更)
	<u>かに該当する場合は,この限りでない。</u>		
	・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合		
	・放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMの承認を得て,その指示に従う場合		
	(4)第152条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は,更衣及び持		
	ち出す物の養生等を行うこと。		
	(5)管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動す		
	る場合は , 身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし , 第153条第		
	5項に基づく放射線・化学管理GM又は第153条第6項に基づく放射線防護管理GM若しくは作		
	<u>業放射線管理GMの指示に従う場合は,この限りでない。</u>		
(なし)	(6)放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。		
		<u> </u>	

変更前	变更後	備考
	(管理区域出入者の遵守事項) 第154条の2 管理区域出入者の遵守事項は,第154条に定める管理対象区域出入者の遵守事項と同一とする。	・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考 え方」に基づく施設運営
		計画に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)
(な し)		

変更前	変更後	備	考
	(保全区域)		
	第155条	・原子力安全	全・保安院
	保全区域は,添付3-1に示す区域とする。	指示(平成2	3年12月
	2.防護管理GMは、「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、保全区域を	12日付)に	:伴う変更
	標識等により区別する他,必要に応じて立入制限等の措置を講じる。	(「中期的安全	全確保の考
		え方」に基づ	く施設運営
		計画に係る報	告書(その
		2)及び(そ	の3)に関
		する保安規定	の変更)
(なし)			

変更前	变更後	備 考
	(線量の評価)	
	第157条	・原子力安全・保安院
		(「中期的安全確保の考
		え方」に基づく施設運営
		計画に係る報告書(その
	表 1 5 7	2)及び(その3)に関
	<u>項 目 頻 度</u>	する保安規定の変更)
	<u>外部被ばくによる線量 3ヶ月に1回 1</u>	
	<u>内部被ばくによる線量 3ヶ月に1回 1</u>	
(な し)		

変更前	変更後	備	考
	(管理対象区域内の床,壁等の除染)		
	第158条	・原子力安全	・保安院
	安定化センター各GM又は各GMは ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に	指示(平成23	3年12月
	基づき,管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床,	12日付)に作	伴う変更
	壁等に発生させた場合又は発見した場合であって,この汚染の除去を行う場合は,放射線・化学管	(「中期的安全	全確保の考
	理GMに連絡する。	え方」に基づく	く施設運営
	2 . 第 1 項の汚染箇所に係る作業の所管 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュア	計画に係る報行	告書(その
	ル」に基づき,汚染状況等について放射線・化学管理GMの確認を受けた上で,その協力を得なが	2)及び(その	か3)に関
	ら汚染の除去等,放射線防護上の必要な措置を講じる。	する保安規定の	の変更)
	3.第2項の所管GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,その措		
	置結果について,放射線・化学管理GMの確認を得る。		
(な し)			

変更前			变更後			備	考
	(外部放	放射線に係る線量	当量率等の測定)				
	第159					・原子力安:	全・保安院
			M又は各GMは ,「ハハ-58 福島第一原	原子力発電所放射線管理	基本マニュアル」に	指示(平成 2	
	基づき	き , 表159-1	及び表159-2(第151条の	2 第 1 項(2)の区域区	内にある汚染のおそ	-	
	れのな	ない管理対象区域	内に限る)に定める管理対象区域	内における測定項目につ	O <i>いて ,</i> 同表に定め	(「中期的安	
	る頻原	度で測定する。た	だし,人の立ち入れない措置を講	じた管理対象区域につい	1ては,この限りで	え方」に基づ	
	<u>ない。</u>	<u> </u>				計画に係る朝	
	2.福島	島第一原子力発電	所放射線安全GM(以下「放射線安	R全GM」という。) は ,	「NM-58 福島第一原	2)及び(そ	•
	子力到	<u> 発電所放射線管理</u>	基本マニュアル」に基づき , 表 1 5	9 - 1 に定める周辺監	<u> 視区域境界付近 (測</u>	こう及びして	
	定場戶	所は図159に定	める。) における測定項目について	, 同表に定める頻度で	測定する。_	りる床女が仏	EUQ丈)
	3.放身	対線・化学管理 G	Mは,第1項の測定により,放射線	安全GMは,第2項の	<u>則定により ,「NM-58</u>		
	福島第	第一原子力発電所	放射線管理基本マニュアル」に基づ	<u>き , 異常が認められた</u> り	<u> 場合は , 直ちにその</u>		
		を調査し,必要な					
			M 又は各 G M は ,「NM-58 福島第一原		-		
			る測定結果を放射線・化学管理G	Mに連絡する。放射線	・化学管理 G M は <u>,</u>		
	測定約	結果を記入したサ	<u>ーベイマップを作成する。</u>				
	+ 4 5 6	2 4					
	表159		Yulch ra C	55 77 C.M.	701 ch 1+2 ch		
		<u>場所</u>	測定項目	<u>所管GM</u>	測定頻度		
(な し)		1.管理対象区		安定化センター各G			
		域内(管理区域	外部放射線に係る線量当量率	M又は各GM	に応じて		
		<u>内を含む) ¹</u>		放射線・化学管理 G M			
				th的的 化学等用CNA	10		
			外部放射線に係る線量当量	放射線・化学管理GM	 		
			空気中の放射性物質濃度	放射線・化学管理GM	 		
			表面汚染密度	放射線・化学管理GM	 		
		2 . 周辺監視区	空気吸収線量	放射線安全GM	<u>3ヶ月に1回</u>		
		<u>域境界付近</u>	空気吸収線量率 3	放射線安全GM	<u>常時</u>		
			空気中の粒子状放射性物質濃度	放射線安全GM	3ヶ月に1回		
	1: /	人の立入頻度等を	考慮して,被ばく管理上重要な項目	<u>について測定</u>			
	2:5	5 号炉及び 6 号炉	のエリアモニタにおいて測定する項	<u>目</u>			
	3: T	Eニタリングポス	<u>トにおいて測定する項目</u>				
	表159						
	<u>場</u>	<u>所</u> <u>測定</u>		<u>測定</u>	<u>頻度</u>		
			<u>污染</u>	毎日	1 回		
			放射線・化学管理GM又	<u>は作</u> <u>(汚染のおそれの</u>			
		<u>管理対</u> <u>空気中の</u>		域が設定され			
	<u></u>	区域内 物質濃度	<u> </u>			<u> </u>	

変更前	变更後	備考
(な し)	図 1 5 9 太 平 洋	・原子力安全・保安院指示(平成23年12月12日付)に伴う変更(「中期的安全確保の考え方」に係る報告書(その2)及び(その3)に関する保安規定の変更)

変更前		変更後			備	考
	(放射線計測器類の管理	理)				
	第160条				・原子力安	全・保安院
		GM又は各GMは ,「NM-58 福島第一原子	力発電所放射線管理基本	マニュアル」に		
		った場合は,修理又は代替品を補充する			(「中期的安	
					え方」に基つ	く施設運営
	表160				計画に係る軸	吸告書(その
	分 類	<u>計測器種類</u>	<u>所管 G M</u>	数 量_	2)及び(そ	03)に関
	1.被ばく管理用	電子式線量計	放射線安全GM	<u>1 式</u>	する保安規定	官の変更)
	<u>計測器</u>	ホールボディカウンタ	保健安全 G M	<u>1 台</u>		
	2.放射線管理用	線量当量率測定用サーベイメー	+50+60-70-0-0-1	7 />		
	<u>計測器</u>	<u>9</u>	放射線安全GM	<u>7 台</u>		
		汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	<u>7 台</u>		
		退出モニタ	放射線安全GM	2 台		
		試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	<u>1台 ¹</u>		
		集積線量計	放射線安全GM	<u>1 式</u>		
	3.放射線監視用	<u>モニタリングポスト</u>	放射線安全GM	8台		
(な し)	<u>計測器</u>	エリアモニタ	計測制御GM	82台2		
	4.環境放射能用	試料放射能測定装置	放射線安全GM	<u>1台 ¹</u>		
	<u>計測器</u>	<u> </u>	放射線安全GM	1台		
	1:表149の6	。 の試料放射能測定装置と共用	1			
	2 : 5 号炉及び 6	。 号炉におけるエリアモニタの台数。なお	3,管理区域外測定用の2	台を含む		

変更前	变更後	備考	
	(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)		
	第161条	 ・原子力安全・保	よ安院
	放射線・化学管理 G M は ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき , 安	 指示(平成 2 3 年 1	12月
	定化センター各GM又は各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面	 12日付)に伴う薬	变更
	密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。	(「中期的安全確保	その考
	2.放射線レベルが高いため放射線・化学管理GMが第1項の確認ができない場合,放射線・化学管理	え方」に基づく施設 え方」に基づく施設	0運営
	GM,放射線防護管理GM又は作業放射線管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本	計画に係る報告書((その
	マニュアル」に基づき,臨時の出入管理箇所において,安定化センター各GM又は各GMが管理対象	2)及び(その3)) に関
	区域から搬出する物品の表面汚染密度が,スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。	する保安規定の変勢	更)
	3.放射線・化学管理GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,安		
	定化センター各GM又は各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品		
	<u>の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</u>		
	4.放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMは ,「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マ		
	ニュアル」に基づき,安定化センター各GM又は各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理		
	対象区域に核燃料物質によって汚染された物 (新燃料,使用済燃料及び固体廃棄物を除く。)を移動す		
	<u>る場合は,容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</u>		
(な し)			

変更前	変更後	備	考
	(管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定)		
	<u>第161条の2</u>	・原子力安全	全・保安院
	管理区域外等へ持ち出そうとする物品の測定は,第161条に定める管理対象区域外等へ持ち出そ		
	うとする物品の測定と同一とする。	12日付)に	
		(「中期的安	
		え方」に基づ	
		計画に係る報	
		2)及び(そ	
		する保安規定	
(な し)			

変更前	变更後	備	考
	_(発電所外への運搬)		
	第162条	・原子力安全	
	安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に	指示(平成23	3年12月
	基づき,核燃料物質によって汚染された物(新燃料,使用済燃料及び固体廃棄物を除く。)を発電所外	12日付)に作	伴う変更
	<u>に運搬する場合は,所長の承認を得る。</u>	(「中期的安全	全確保の考
		え方」に基づく	く施設運営
		計画に係る報告	告書(その
		2)及び(その	か3)に関
		する保安規定(の変更)
(な し)			

変更前	変更後	備	考
	<u>(管理対象区域内における協力企業の放射線防護)</u>		
	第163条	・原子力安	全・保安院
	放射線安全GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,管理対象		
	区域内で作業を行う協力企業に対して,以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め,所長の承認を	12日付)に	こ伴う変更
	<u>得る。</u>	(「中期的妄	全確保の考
	(1)管理対象区域出入者の遵守事項	え方」に基づ	づく施設運営
	<u>イ.出入方法に関すること。</u>	計画に係る幸	報告書(その
	口.個人線量計の着用に関すること。	2)及び(そ	その3)に関
	<u>ハ.保護衣の着用に関すること。</u>	する保安規定	定の変更)
	二.汚染拡大防止措置に関すること。_		
	水.放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関すること。		
	(2)線量評価の項目及び頻度に関すること。		
	(3)床,壁等の汚染発見時の措置に関すること。		
	2.安定化センター各GM又は各GMは,「NM-58福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に		
	基づき,管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して,第1項に定めた必要事項を遵守させる措置		
	<u>を講じる。</u>		
(な し)			
		<u> </u>	

変更前	变更後	備考	Í
	<u>(管理区域内における協力企業の放射線防護)</u>		
	第163条の2	・原子力安全・	保安院
	業の放射線防護と同一とする。_	12日付)に伴う	
		(「中期的安全確	
		え方」に基づく施	
		計画に係る報告語	
		2)及び(その3	
		する保安規定の変	
(な し)			
		<u> </u>	

変更前		変更後	備考
	(頻度の定義) 第164条 第4節及び第5節でい	う測定 ¹ 頻度に関する考え方は,表164のとおりとする。	・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月
	表 1 6 4		12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の考
	<u>頻度</u>	<u>考え方</u>	え方」に基づく施設運営計画に係る報告書(その
	毎日運転中に1回	午前0時を始期とする1日の間に1回実施し,連続して実施(測定等)し ている場合も含む。	2)及び(その3)に関 する保安規定の変更)
	1週間に1回	月曜日を始期とする1週間に1回実施	
	1ヶ月に1回	毎月1日を始期とする1ヶ月間に1回実施	
	3ヶ月に1回	4月1日,7月1日,10月1日及び1月1日を始期とする各3ヶ月間に 1回実施	
	<u>常時</u>	測定 ¹ 可能な状態において常に測定 ¹ することを意味しており,点検時等 の測定 ¹ 不能な期間を除く。	
(な し)		「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき,作業場所に応じて下記の測定頻度とする。ただし,測定の結果により作業開始又は作業継続ができないと判断する場合には測定を中断してもよい。	
	<u>放射線レベルに応</u> <u>じて</u>	(1)既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できない場所 作業予定エリアに入域できるか判断するために,作業開始前に測定を 1回実施する。作業中は線量変動の可能性を考慮し,必要に応じて測 定を実施する。 (2)既知の測定データから放射線レベルが低いと判断できる場所	
	1:監視も含む		

変更前	变更後	備考
	第6節 保安教育	
		・共通的な管理項目
	(安定化センター員及び所員への保安教育)	追加に伴う変更
	第 1 6 5 条	
	本章で定める各設備等の運用を行う安定化センター員及び所員への保安教育を実施するにあたり,	
	具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マ	
	ニュアル」に定め,これに基づき次の各号を実施する。	
	(1)品質・安全GMは,毎年度,本章で定める各設備等の運用を行う安定化センター員への保安教育実	
	施計画を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基	
	づいて作成し,主任技術者の確認を得て安定化センター所長の承認を得る。	
	教育管理GMは,毎年度,本章で定める各設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を	
	「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて作	
	成し,主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	
	(2)品質・安全GM及び教育管理GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、運営委員会の確	
	<u>認を得る。</u>	
	(3)安定化センター各GM及び各GMは,(1)の保安教育実施計画に基づき,保安教育を実施する。	
	品質・安全GMは,年度毎に安定化センター員の保安教育実施結果を安定化センター所長へ報告す	
	<u>る。教育管理GMは,年度毎に所員の保安教育実施結果を所長へ報告する。</u>	
(な し)	<u>ただし,安定化センター各GM又は各GMが,別途定められた基準に従い,各項目の全部又は</u>	
	<u>一部について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については,該当する教育につい</u>	
	て省略することができる。	
	(4)品質・安全GM及び教育管理GMは,具体的な保安教育の内容について,定められた頻度に基づき	
	<u>見直しを行う。</u>	

変更前	变更後	備考
	(協力企業従業員への保安教育)	
	第166条	 ・共通的な管理項目(
	安定化センター各GM又は各GMは,本章で定める各設備等に関する作業を協力企業が行う場合,	追加に伴う変更
	当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター	
	保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。	
	ただし,安定化センター各GM又は各GMが,別途定められた基準に従い,各項目の全部又は一部	
	について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については,該当する教育について省略す	
	<u>ることができる。</u>	
	2.安定化センター各GM又は各GMは,本章で定める各設備等に関する作業のうち管理対象区域内に	
	おける業務を協力企業が行う場合,当該協力企業従業員に対し,安全上必要な教育が「FS-57・SM-001	
	福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確	
	<u>認する。</u>	
	ただし,安定化センター各GM又は各GMが,別途定められた基準に従い,各項目の全部又は一部	
	<u>について十分な知識及び技能を有しているものと認めた者については,該当する教育について省略す</u>	
	<u>ることができる。</u>	
	3 . 発電GMは,放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合,毎年度,当該業務	
	に従事する従業員に対し ,「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める	
	実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めている	
(な し)	ことを確認し,その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	
	4.発電GMは,第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し,その実	
	施結果を年度毎に所長に報告する。	
	ただし,発電GMが,別途定められた基準に従い,各項目の全部又は一部について十分な知識及び	
	技能を有しているものと認めた者については,該当する教育について省略することができる。	
	5 . 発電GM又は燃料GMは,燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合,毎年度,当該業務	
	に従事する従業員に対し ,「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める	
	実施方針のうち「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、	
	その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。	
	6.発電GM又は燃料GMは,第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確	
	認し,その実施結果を年度毎に所長に報告する。	
	ただし,発電GM又は燃料GMが,別途定められた基準に従い,各項目の全部又は一部について十	
	分な知識及び技能を有しているものと認めた者については,該当する教育について省略することがで	

福島第一原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表 変更前 変更後 備考 第5節 記録及び報告 第7節 記録及び報告 ・施設運営計画等の反 (記録) (記録) 映による条文追加に伴 第1<u>67</u>条 第1<u>50</u>条 う組織・確認項目・マ 安定化センター各GM又は各GMは,表1<u>50</u>-1に定める保安に関する記録を適正に作成し,保 安定化センター各GM又は各GMは,表1<u>67</u>-1に定める保安に関する記録を適正に作成し,保 │ニュアル・条文番号の 存する。 存する。 変更 **±**167 1 表 1 <u>5 0</u> - 1

記録	記録すべき 場合 1	保存期間	関連マニュ アル
1 . 原子炉注水流量 2	毎日1回	1 0 年間	9
2 . 原子炉圧力容器底部温度 2	1時間ごと	10年間	9
3.格納容器内温度 2	毎日1回	1 0 年間	9
4.使用済燃料プール水温	毎日1回	1 0 年間	9
<u>5.モニタリングポスト等の空間線</u> <u>量率</u>	1時間ごと	10年間	5_
6.短半減期核種の放射能濃度 3	測定の都度	10年間	<u>5,</u> 9
7.窒素封入量 ²	毎日1回	10年間	<u>5</u>
8.滞留水水位	毎日1回	1 0 年間	<u>6</u>
<u>9</u> . サブドレン水の水位及び放射能 濃度	測定の都度	1 0 年間	<u>6</u>
1 <u>0</u> . 本章で定める各 <u>施設及び</u> 設 備の巡視又は点検の状況並びに その担当者の氏名	巡視又は点 検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>5, 6,</u> <u>9</u>
1 <u>1</u> . 点検・補修等の結果及びその 担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年が経過するまでの期間	<u>5, 6,</u> <u>7</u>
1 <u>2</u> .運転責任者の氏名及び運転員 の氏名並びに,これらの者の交 代の日時及び交代時の引継事項	交代の都度	1 年間	8
1 <u>3</u> .原子炉に使用している処理水 の純度	測定の都度	1 年間	<u>5</u>

表1 <u>67</u> -1				
記録	記録すべき 場合 ¹	保存期間	関連マニュ アル	
1 . 原子炉注水流量 2	毎日1回	1 0 年間	9	
2 . 原子炉圧力容器底部温度 2	<u>連続して ³</u>	10年間	9_	・その他記載の適正化
	<u>毎日1回</u>	1 0 年間	9	・設備の運用開始又は
3 . 格納容器内温度 ²	<u>連続して ³</u>	10年間	9_	復旧に伴う変更
	毎日1回	1 0 年間	9	
4.使用済燃料プール水温—4	毎日1回	1 0 年間	9	・その他記載の適正化
5.使用済燃料共用プール水温	<u>毎日1回</u>	10年間	9	・設備の運用開始又は復旧に伴う変更
6.短半減期核種の放射能濃度 2	1時間ごと	10年間	9	・施設運営計画等の反
7.窒素封入量2	毎日1回	1 0 年間	<u>10</u>	映による条文追加に伴
8 . 格納容器水素濃度 2	<u>毎日1回</u>	10年間	<u>10</u>	う組織・確認項目・マ
<u>9</u> .滞留水水位 <u>─</u>	毎日1回	1 0 年間	<u>11</u>	ニュアル・条文番号の
<u>10</u> . サブドレン水の水位及び放射	測定の都度	1 0 年間	<u>11</u>	変更
能濃度 <u>4</u>				
1 <u>1</u> .本章で定める各設備 <u>等</u> の巡視	巡視又は点	巡視又は点検を実施	<u>9 ~ 1</u>	・その他記載の適正化
又は点検の状況並びにその担当	検の都度	した施設又は設備を	<u>1</u>	
者の氏名		廃棄した後5年が経		
		過するまでの期間		
1 <u>2</u> . <u>本章で定める各設備等の</u> 点	実施の都度	点検・補修等を実施	10~	
検・補修等の結果及びその担当		した施設又は設備を	<u>15</u>	
者の氏名		廃棄した後5年が経		
		過するまでの期間		
1 <u>3</u> .運転責任者の氏名及び運転員	交代の都度	1 年間	<u>16</u>	
の氏名並びに,これらの者の交				
代の日時及び交代時の引継事項				
4				
1 <u>4</u> .原子炉に使用している処理水 の純度— ²	測定の都度	1 年間	10	

	変更前				変更後	}		備考
1 <u>4</u> .運転上の制限に関する警報装 置から発せられた警報の内容	その都度	1 年間	<u>6</u> , <u>8</u>	1 <u>5</u> . <u>本章で定める</u> 運転上の制限に 関する警報装置から発せられ	その都度	1 年間	<u>11</u> , <u>1</u>	・その他記載の適正化・施設運営計画等の反
1 5 . 事故発生及び復旧の日時	その都度	4	1 <u>0</u>	た警報の内容				映による条文追加に伴
1 <u>6</u> .事故の状況及び事故に際して 採った処置	同上	<u>4</u>	1 <u>0</u>	1 6 . 本章で定める各設備等の事故 発生及び復旧の日時	その都度	<u>5</u>	1 <u>7</u>	う組織・確認項目・マ
1 <u>7</u> . 事故の原因 1 <u>8</u> . 事故後の処置	同上	4	1 <u>0</u> 1 <u>0</u>	17.本章で定める各設備等の事故の状況及び事故に際して採っ	同上	<u>5</u>	1 <u>7</u>	ニュアル・条文番号の 変更
10. 争以及以处直	191	<u>4</u>	1 0	た処置 18.本章で定める各設備等の事故	同上	<u>5</u>	1 <u>7</u>	
				の原因 1 <u>9</u> . <u>本章で定める各設備等の</u> 事故 後の処置	同上	<u></u> 	1 <u>7</u>	
				<u>400元量</u> <u>20.放射性廃棄物の排気口 ⁶又は</u>	1日間の平			
				排気監視設備 6における放射性	均濃度にあ			
				物質の1日間及び3月間につい	っては毎日			
					1回,3月間			
					の平均濃度	10年間	<u>18</u>	
					<u>にあっては</u>			
					<u>3月ごとに</u>			
					<u>1 回</u>			
				21.放射線業務従事者の4月1日 を始期とする1年間の線量,女子 ⁷ の放射線業務従事者の4月 1日,7月1日,10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあっては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	<u>量にあって</u> は毎年度1 回,3月間の 線量にあっては3月ごとに1回,1 月間の線量 にあってとに 1回	8_	<u>19</u>	
				22.4月1日を始期とする1年間 の線量が20ミリシーベルトを 超えた放射線業務従事者の当該 1年間を含む経済産業大臣が定 める5年間の線量	<u>臣が定める</u> 5 年間にお	8_	<u>19</u>	
				2 3 . 放射線業務従事者が当該業務 に就く日の属する年度における 当該日以前の放射線被ばくの経 歴及び経済産業大臣が定める5 年間における当該年度の前年度 までの放射線被ばくの経歴	<u>該業務に就</u> <u>く時</u>	8_	<u>19</u>	
				24.保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	2 0	
				<u>25.保安教育の実施日時,項目及</u> <u>び受けた者の氏名</u>	実施の都度	3年間	20	

変更前	変更後	備	考
1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており,点検,故障又は消耗品の取替により	1:記録可能な状態において常に記録することを意味しており,点検,故障又は消耗品の取替により		
記録不能な期間を除く。	記録不能な期間を除く。		
2 : 4号炉を除く。	2 : 1号炉, 2号炉及び3号炉のみ。	・その他記載	の適正化
3 : 1号炉及び2号炉のみ。	3:デジタルレコーダのデータを保存する。		
4:廃止措置が終了し,その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて,経済産	4:1号炉,2号炉,3号炉及び4号炉のみ。		
業大臣の確認を受けるまでの期間	│ │ <u>5</u> :廃止措置が終了し,その結果が経済産業省令で定める基準に適合していることについて,経済産		
	業大臣の確認を受けるまでの期間。		
6_: FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	6:5号炉及び6号炉のみ。		
	7:妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。	 ・施設運営計	画等の反
8_: NM-51-4 運転員の引継マニュアル	8:その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年	 映による条文	追加に伴
9:NM-51-6 状態管理マニュアル	を超えた場合において,その記録を経済産業大臣の指定する機関に引き渡すまでの期間。	 う組織・確認	は 項目・マ
<u>10</u> : NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル	9:NM-51-6 状態管理マニュアル	ニュアル・祭	
	<u>10</u> : FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	変更	
	<u>11</u> : FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル		
	<u>12</u> : FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル		
	13:FS-57・ME-001使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル		
	<u>15:FS-57・PI-002計装・通信設備の保守管理マニュアル</u>		
	<u>1 6</u> : NM-51-4 運転員の引継マニュアル		
	<u>17</u> : NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル		
	<u>18:FS-57・RE-001気体の廃棄物の管理マニュアル</u>		
	19:NK-58-2福島第一原子力発電所線量管理マニュアル		
	<u>20:FS-57・SM-001福島第一安定化センター 保安教育マニュアル</u>		

変更前	变更後	備考
(報告)	(報告)	
第 1 <u>5 1</u> 条	第1 <u>68</u> 条	・施設運営計画等の反
安定化センター各GM,各GM又は第一運転管理部長は,次のいずれかに該当する場合又は該当す	安定化センター各GM,各GM又は第一運転管理部長は,次のいずれかに該当する場合又は該当す	映による条文追加に伴
るおそれがあると判断した場合は ,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき ,直ちに安定	るおそれがあると判断した場合は , 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル 」に基づき , 直ちに安定	う組織・確認項目・マ
化センター所長,所長及び主任技術者に報告する。	化センター所長,所長及び主任技術者に報告する。	ニュアル・条文番号の
(1)運転上の制限を満足していないと判断した場合(第135条)	(1)運転上の制限を満足していないと判断した場合(第135条)	変更
(2)実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	(2)気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合(第149条の4)	
	(3)放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合(第149条の5)	
	(4)外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合(第159条)	
	(<u>5</u>)実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合	
2.所長は,前項に基づく報告を受けた場合,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,社 長に報告する。	2 . 所長は,前項に基づく報告を受けた場合,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき,社長に報告する。	
3.第1項又は第2項に基づく報告が,不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は,「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。	3 .第 1 項又は第 2 項に基づく報告が ,不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。	
4 . 第 1 項 (1) に該当する場合は ,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき , 直ちに経済 産業大臣に報告する。	4 . 第 1 項 (1) に該当する場合は ,「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき , 直ちに経済 産業大臣に報告する。	

変更前	变更後	備	考
附則	阿女 則		
附則(<u>平成24年1月30日 平成24·01·13 原第14号</u>) (施行期日) 第1条 この規定は, <u>平成24年2月1日から</u> 施行する。	附則(平成24年 月 日 平成 ・ ・ 原第 号) (施行期日) 第1条 この規定は,経済産業大臣の認可を受けた日から10日以内に施行する。 2.第12章において規定する項目が第1章から第11章までにおいて規定する項目と重複する部分 に限り,第12章に関する項目を適用する。なお,適用期間については,施行日から1年間とする。	・原子力安全 指示(平成2 12日付)に (「中期的安 え方」に基づ 計画に係る報 2)及び(そ	3年12月 2件う変更 全確保の考 く施設運営 3告書(その
(省略)	(省略)	する保安規定	ごの変更)

変更前	変更後	備考
	添付2-1については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。	・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の 考え方」に基づく施設 運営計画に係る報告 書(その2)及び(そ の3)に関する保安規 定の変更)
	添付2-1 管理対象区域図 (第150条及び151条関連)	
(な し)		

変更前	変更後	備考
	添付3-1については核物質防護上の理由から 公開しないこととしております。	・原子力安全・保安院 指示(平成23年12月 12日付)に伴う変更 (「中期的安全確保の 考え方」に基づく施設 運営計画に係る報告 書(その2)及び(そ の3)に関する保安規 定の変更)
	添付3-1 保全区域図	
	(第155条関連)	
(な し)		